

租特透明化法に基づく

適用額明細書の記載の手引(連結法人用)

《令和3年4月1日以後終了連結事業年度》

法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、「適用額明細書」の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。

「適用額明細書」を作成する際にご参照ください。

令和3年6月

国 税 庁

法人番号 7000012050002

社会保障・税番号制度〈マイナンバー制度〉について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。法人税及び地方法人税についても、税務署に申告書や申請書等を提出する際には、原則として、その申告書等に法人番号の記載が必要です。

国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



法人番号の検索・閲覧について

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

法人番号公表サイト



凡 例

略 称	意 義
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）
令、租特透明化法施行令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成22年政令第67号）
法附則	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律附則
平成27年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法
平成28年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法
平成29年旧措置法	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法
平成31年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法
令和3年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法
認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）

（注） この手引は、令和3年6月1日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

I	租特透明化法の概要等	1
1	租特透明化法の概要	1
2	Q & A	2
3	適用額明細書の提出までの流れ	5
II	適用額明細書の記載(入力)要領等	6
1	書面で提出する場合の記載要領	6
2	e-Taxソフトで提出する場合の入力要領	9
3	事業種目・業種番号一覧表	12
III	適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方	15
	別表一の二次葉 各連結事業年度の連結所得に係る申告書	15
	中小企業者等である連結法人の法人税率の特例(普通法人)	
	中小企業者等である連結法人の法人税率の特例(協同組合等)	
	中小企業者等である連結法人の法人税率の特例(特定の医療法人)	
	中小企業者等である連結法人の法人税率の特例(特定の協同組合等)	
	特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例	
	別表六の二(五) 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	17
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(一般試験研究費に係る税額控除(試験研究費の総額に係る税額控除))	
	別表六の二(六) 中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	18
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(中小企業技術基盤強化税制)	
	別表六の二(九) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	19
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(特別試験研究費に係る税額控除)	
	別表六の二(十) 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する 明細書	20
	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	別表六の二(十一) 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	21
	中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	別表六の二(十二) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 に関する明細書	22
	沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	別表六の二(十三) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に 関する明細書	24
	国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	

別表六の二(十四) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	25
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(十五) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	26
地域経済牽引事業 ^{けん} の促進区域内において特定事業用機械等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(十六) 地方活力向上地域等において特定建物等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	27
地方活力向上地域等において特定建物等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(十七) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	28
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(十八) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書	29
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(十九) 特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	30
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(二十) 中小連結法人が特定経営力向上設備等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	31
中小連結法人が特定経営力向上設備等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(二十一) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書	32
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(二十二) 中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書	33
中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(二十四) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	34
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(二十五) 中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	35
中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(二十七) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	36
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(二十九) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書	37
事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除 (情報技術事業適応設備の取得等をした場合)	
事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除 (事業適応繰延資産となる費用を支出した場合)	
事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除 (生産工程効率化等設備等の取得等をした場合)	
別表七の二付表六 認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例に関する明細書	38
認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例	

別表八の二 連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書	39
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	
保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例	
別表十(二) 国家戦略特別区域における指定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書	40
国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例	
別表十(三) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書	41
探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	
別表十(四) 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	42
対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	
別表十(七) 社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	43
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	
社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例	
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例	
別表十(七) 社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書	44
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	
連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例	
社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例	
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例	
別表十の二(一) 沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する明細書	45
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	
別表十の二(二) 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書	46
収用換地等の場合の連結所得の特別控除	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	
別表十の二(三) 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書	48
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例	
別表十二(一) 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	49
海外投資等損失準備金の損金算入	
別表十二(二) 中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書	51
中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入	

別表十二(六) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	52
特定災害防止準備金の損金算入	
別表十二(八) 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書	53
原子力発電施設解体準備金の損金算入	
別表十二(九) 特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入に関する明細書	54
特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入	
別表十二(十) 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書	55
保険会社等の異常危険準備金の損金算入	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入	
別表十二(十一) 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書	56
関西国際空港用地整備準備金の損金算入	
別表十二(十二) 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書	57
中部国際空港整備準備金の損金算入	
別表十二(十三) 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	58
特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入	
別表十二(十四) 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	59
農業経営基盤強化準備金の損金算入	
農用地等を取得した場合の課税の特例	
別表十三(四) 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	60
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
別表十三(五) 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	62
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	
(所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え)	
(航空機騒音障害区域の内から外への買換え)	
(既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え)	
(所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え)	
(日本船舶から日本船舶への買換え)	
(過疎地域の外から内への買換え)	
(防災再開発促進地区のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え)	
(特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え)	
別表十三(六) 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	65
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	
別表十三(七) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書	66
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	
別表十三(八) 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	67
平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	
別表十三(九) 賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書	68
技術研究組合の連結所得の計算の特例	

別表十三(十) 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	69
転廃業助成金等に係る課税の特例	
別表十四(五) 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書.....	71
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書	72
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	
別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、	
別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、	
別表十六(三) 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書又は	
別表十六(五) 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書	73
特別償却及び割増償却	
(高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却)	
(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却)	
(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)	
(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)	
(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却)	
(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却)	
(特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却)	
(中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却)	
(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却)	
(事業適応設備を取得した場合等の特別償却)	
(再生可能エネルギー発電設備等の特別償却)	
(特定船舶の特別償却(船舶の特別償却))	
(港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却)	
(被災代替資産等の特別償却)	
(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)	
(特定事業継続力強化設備等の特別償却)	
(共同利用施設の特別償却)	
(特定地域における工業用機械等の特別償却)	
(沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却)	
(沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却)	
(沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却)	
(沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却)	
(特定地域における産業振興機械等の割増償却)	
(医療用機器等の特別償却)	
(障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却)	
(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)	
(特定都市再生建築物の割増償却)	
(倉庫用建物等の割増償却)	
(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)	
別表十六(六) 繰延資産の償却額の計算に関する明細書	81
事業適応設備を取得した場合等の特別償却 (事業適応繰延資産となる費用を支出した場合)	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	
別表十六(九) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書	82
別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)、別表十六(五) 又は別表十六(六)における特別償却又は割増償却を準備金方式で行った場合	
(準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額))	

IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内…………… 87

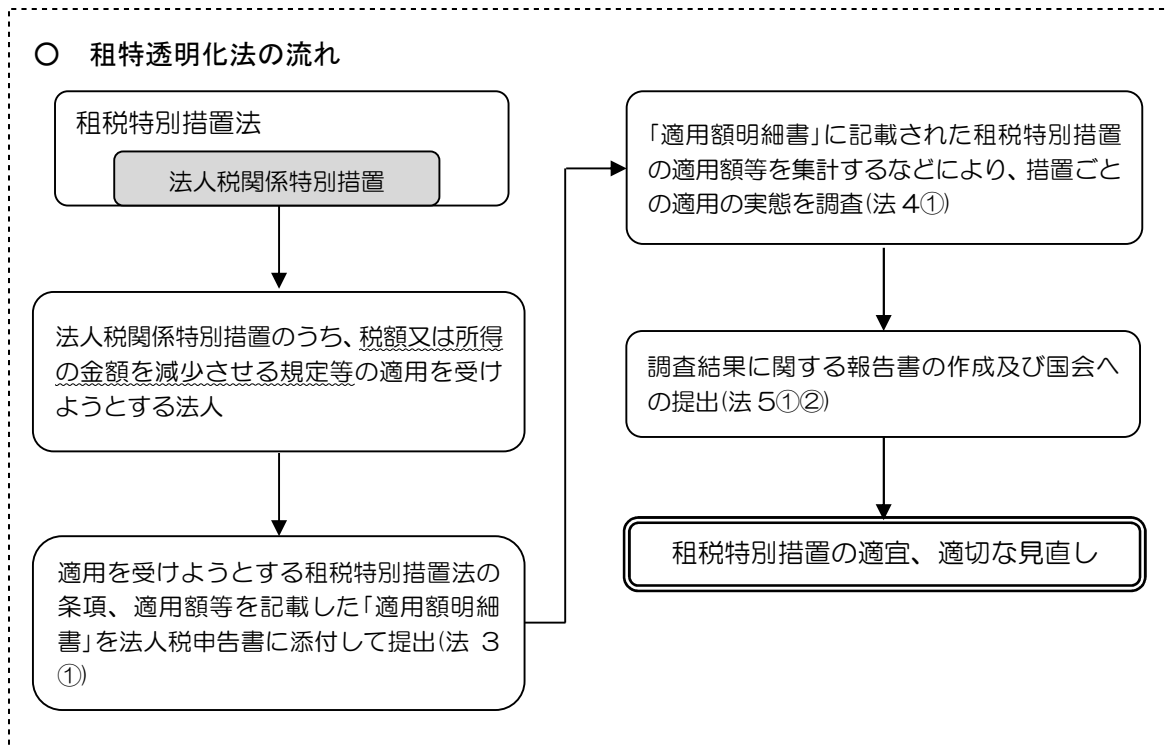
I 租特透明化法の概要等

1 租特透明化法の概要

平成22年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする租特透明化法が制定されました(法1)。

この法律には、財務大臣が租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。この規定により、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります(法3①)。

また、提出された「適用額明細書」に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなど、措置ごとの適用の実態を調査し、調査結果に関する報告書を国会に提出することにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることとなります(法4①、5①②)。



Q1 「適用額明細書」とは何ですか？

A 1 「適用額明細書」とは、法人^(注)が法人税関係特別措置(Q 2 参照)の適用を受けようとする場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています。

(注) 「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等である連結法人の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等(令 2)をいいます。

Q3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A 3 租特透明化法は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

(参考) 財務大臣(国税庁長官)は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q4 「適用額明細書」を添付しなかった場合には、どうなりますか？

A 4 租特透明化法では、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を法人税申告書に添付しなければならないとされており、これは「適用額明細書」の法人税の確定申告書への添付を義務付けているとともに、確定申告書の提出期限までに提出しなければならないことを定めています。

このため、法人税申告書に「適用額明細書」を添付しなかった場合又は虚偽の記載をした「適用額明細書」を添付した場合には、法人税関係特別措置の適用はないこととされています。

しかしながら、この場合においても、その後誤りのない「適用額明細書」の提出があったときは、故意に添付しなかった場合又は虚偽の記載をした場合を除いて、法人税関係特別措置の適用を受けることができます。

Q5

「適用額明細書」の記載内容に誤りがあったため、再提出しようと考えていますが、再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出すればよいでしょうか？

A 5 「適用額明細書」を再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出するのではなく、適用を受けようとする全ての法人税関係特別措置について記載して提出してください。

Q6

「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、どこで入手できますか？

A 6 「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) からダウンロードが可能です(掲載場所は、P87 (IV「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内) をご参照ください。)

Q7

「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信ができますか？

A 7 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信が可能です。詳しくは、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご参照ください。

Q8

「適用額明細書」の「業種番号」欄は何を記載すればよいでしょうか？

A 8 「適用額明細書」に記載する「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」を確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。

(参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一の二の「業種目」欄に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

Q9

法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

A 9 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

Q10

「適用額明細書」の記載に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A 10 提出された「適用額明細書」には、次のような記載誤りが多く見受けられます。記載誤りがある場合には、正しく記載した「適用額明細書」を改めて提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

《よくある記載誤り》

① 法人税申告書別表からの転記誤り

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」、「連結所得金額又は連結欠損金額」等は別表一の二に記載されたものと同額を記載してください。

② 「区分番号」の記載誤り

「区分番号」は、適用を受けようとする法人税関係特別措置が同一であっても、税制改正に伴い、その措置の内容が変更されたことにより、改正前後の「区分番号」が異なる場合がありますので、適用を受けようとする連結事業年度の「適用額明細書」の記載の手引を参照し、正しく記載してください。

③ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

(例) 「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」(区分番号「10369」)

連結所得金額が900万円であっても、この措置の適用限度額は、年800万円であるため、「適用額明細書」には、「8,000,000円」と記載してください。

④ 「連結所得金額が0円」又は「連結欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

「連結所得金額が0円」又は「連結欠損金額」である場合には、「税額控除」や「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」のような適用を受けることができない措置の記載は不要です。

Q11

「適用額明細書」の提出に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A11 作成した「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、法人税申告書に挟み込んで提出してください。

なお、OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

Q12

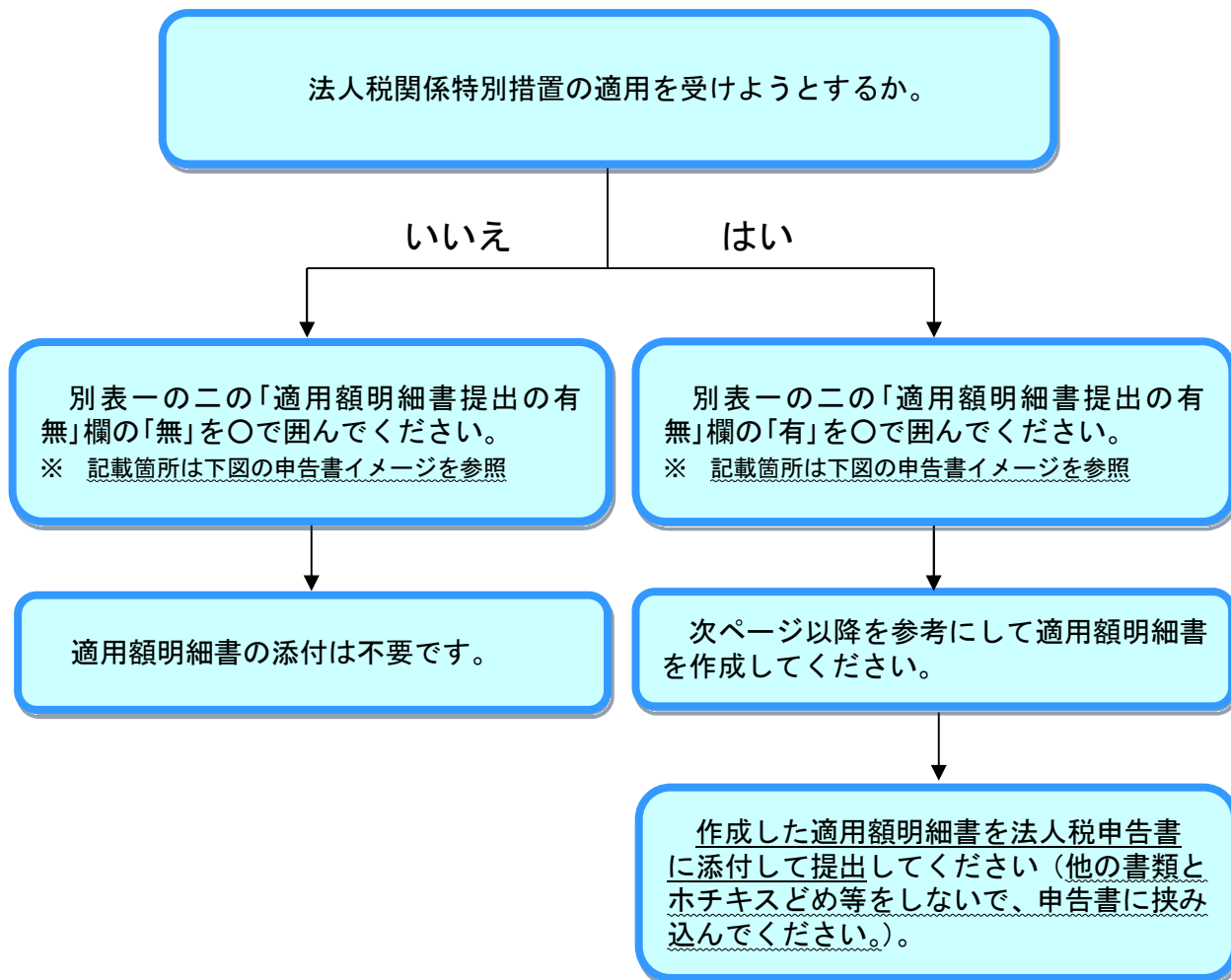
震災特例法の規定により租税特別措置法をみなし適用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載する必要はありますか？

A12 震災特例法の「みなし規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は、原則として「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、震災特例法第25条の5第2項の規定により特別試験研究費の額とみなされるものについて特別試験研究費の額に係る税額控除の適用を受けようとする場合には、租税特別措置法の規定による特別試験研究費の額に係る税額控除の金額と区分がされずに別表六の二(九)に記載されることとなりますので、この場合の「適用額明細書」への記載については、別表六の二(九)に記載した金額をそのまま転記してください。

3 適用額明細書の提出までの流れ

適用額明細書の提出までの流れは、次のようになります。



(参考：別表一の二の「適用額明細書提出の有無」欄の位置)

翌年以降送付要否	要	否	適用額明細書提出の有無	有	無
税理士法第30条の書面提出有	有		税理士法第33条の2の書面提出有	有	

※ 提出の状況に応じて「有」又は「無」を○で囲んでください。

Ⅱ 適用額明細書の記載(入力)要領等

1 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」には、以下のとおり別表一の二の記載内容のうち、青の網かけ部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P15以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

<記載例>

別表一の二次葉…中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

【別表一の二の記載内容】

令和 4年 2月 28日 ① 麹町 税務署長 殿		3500	連結申告 一連番号	⑨ 0456789	別表一の二 各連結事業年度の連結所得に係る申告書…令三三
納税地	② 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話(03)3581-4161	連結法人 整理番号	⑦ 00123456	連結グループ 整理番号	
フリガナ	③ カクシカ イヤ コクセイ イヤカク	法人区分	⑧ 100,000,000 円	連結事業年度 (年)	
連結親 法人名	株式会社 国税商事	同非区分		売上金額	
法人番号	④ 9999999999999999	旧納税地及び 旧法人名等		申告年月日	
フリガナ	コクセイ イヤカク	添付書類		申告区分	
代表者	国税 太郎			法人税	
住所	東京都中央区築地5-3-1			翌年以降 送付要否	
令和 03年 01月 01日	連結事業年度分の法人税 連結確定申告書			適用額明細書 提出の有無	
令和 03年 12月 31日	課税事業年度分の地方法人税 連結確定申告書			税理士法第30条 の書面提出有	
連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55」の④)	⑥ 50000000	控除 所得税の額 (別表六の二「16」の①)		税理士法第33条 の2の書面提出有	
法人税額 (53)+(54)+(55)	111028000	外国税額 (別表六の二「16」の②)			

適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。

【別表一の二次葉の記載内容】

法人税額の計算		連結事業年度等	法人名
		03・1・1 03・12・31	株式会社 国税商事
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額	50	8,000,000	(50)の15%、16%又は19%相当額 53
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{12}{12}$	51	000	(51)の22%相当額 54
その他の連結所得金額 (1)-(50)-(51)	52		

<記載の手引の掲載内容(概略)> ⑩
 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の8第1項第1号」
 「区分番号」欄: 「10369」 ⑪
 「適用額」欄: 「50」欄の金額

【適用額明細書への転記後のイメージ】

FB4061

様式第二

令和 4 年 2 月 28 日

① 麴町 税務署長殿

自 平成 03 年 01 月 01 日

至 平成 03 年 12 月 31 日

連結事業年度分の適用額明細書
(当初提出分・再提出分)

納税地 ② 東京都千代田区霞が関 3-1-1
電話 (03) 3581-4161

連結グループ整理番号 ⑨ 0456789

連結親法人整理番号 ⑦ 00123456

(フリガナ) カシカイヤ コケイショウ

提出枚数 01 枚 うち 01 枚目

連結親法人名 ③ 株式会社 国税商事

事業種目 医薬品卸売業 業種番号 35

法人番号 ④ 9999999999999999

提出年月日 令和 年 月 日

期末現在の資本金の額又は出資金の額 ⑧ 100000000 円

連結所得金額又は連結欠損金額 ⑥ 50000000 円

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑩ 68 条の 8 第 1 項 第 1 号	⑪ 10369	⑫ 8000000
第 68 条の 9 第 1 項 第 号	10620	7300000

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ OCR 入力用 (この用紙は機械で読み取ります。折ったは

この用紙は正しいままにしてください

(参考) 区分番号「10620」のように「租税特別措置法の条項」欄に「令和3年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「令和3年旧措置法」等を記載してください。

<記載例>

租税特別措置法の条項
令和3年旧措置法 第68条の9第1項第号

○ 「適用額明細書」の記載に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
- (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
- (3) 「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」欄は、別表一の二の「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」欄に印字された番号を記載してください。

(参考) 別表等の送付を希望しない法人で「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P11の「(参考1) 『申告のお知らせイメージ』」))をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ

The image shows a sample of a tax notice (申告のお知らせ) from the tax authority. The notice is addressed to a company in Tokyo. Key information is highlighted with red boxes and arrows:

- The "連結グループ整理番号" (Linked Group Management Number) is 0456789.
- The recipient's name and address are 代表取締役 国税 太郎 殿 (Representative Director, National Tax, Mr. Taro) at 東京都千代田区霞が関3-1-1 (3-1-1, Kojimachigai, Chiyoda-ku, Tokyo).
- The recipient's identification number is 00123456.
- The "連結親法人整理番号" (Linked Parent Corporation Management Number) is also highlighted.

- (4) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。
(参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一の二の「業種目」欄に印字された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。
 - ③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する連結事業年度について記載する必要があります。
- (6) 記載を終えた「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
- (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。

2 e-Taxソフトで提出する場合の入力要領

「適用額明細書」をe-Taxソフトで提出する場合には、「申告・申請等基本情報」で入力した項目は、自動で反映されることから、「適用額明細書」は、それ以外の項目を入力してください(青の網掛け部分)。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る入力要領については、P15以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

<入力例>

別表一の二次葉…中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

【別表一の二の入力画面】

適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」をチェックしてください。

【別表一の二次葉の入力画面】

<記載の手引の掲載内容(概略)> ②
 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の8第1項の表の第1号」
 「区分番号」欄：「10369」 ③
 「適用額」欄：「50」欄の金額

【適用額明細書の入力画面】

様式第二

令和 4 年 2 月 28 日

〒 税務署長殿

自 令和 3 年 1 月 1 日 連結事業年度分の適用額明細書

至 令和 3 年 12 月 31 日 (当初提出分 ・ 再提出分)

納税地	東京都千代田区霞が関3-1-1	連結グループ整理番号	
	電話(03) 3581-4161	連結親法人整理番号	
(フリガナ)	カブシキカイシャ コクゼイショウジ	提出枚数	1 枚 うち 1 枚目
連結親法人名	株式会社 国税商事	事業種目	医薬品卸売業 実種番号 35
法人番号	9 9999 9999 9999	提出年月日	年 月 日
期末現在の 資本金の額又は 出資金の額	10,000,000 円	※税務署 整理番号	
連結所得金額又は 連結欠損金額	① 50,000,000 円		

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
② 第 68 条の 9 第 1 項 第 1 号	③ 10369	④ 8,000,000 円
第 68 条の 9 第 1 項 第 号	10620	730,000

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するものとします。

(参考) 区分番号「10620」のように「租税特別措置法の条項」欄に「令和3年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「令和3年旧措置法」等を入力してください。

<記載例>

租税特別措置法の条項
令和3年旧措置法 第68条の9第1項第号

○ 「適用額明細書」の入力に当たっての留意事項

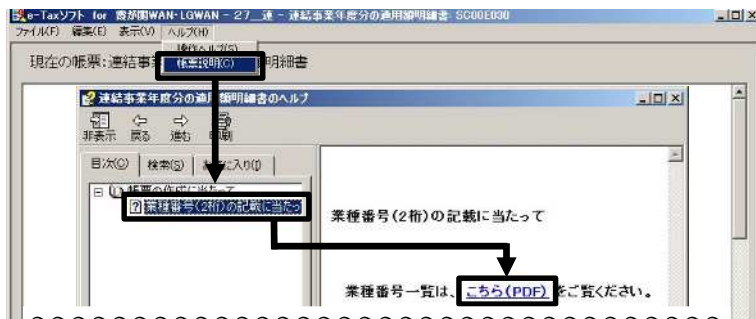
- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかをチェックしてください。
 - (2) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
 - (3) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を入力してください(「適用額明細書」入力画面の「帳票ヘルプ」からも確認することができます。)
- (参考1) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、「申告のお知らせ」に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

「申告のお知らせ」イメージ

利用者識別番号 1234123412341234	別表一の二連結申告用
整理番号 00456789	
業種番号 3500	←
東京都千代田区霞が関3-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎	
殿	
麴町 税務署長	
令和03年01月01日	連結事業年度分及び課税事業年度分の連結確定申告について
令和03年12月31日	
貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、その	

(参考2)

「帳票ヘルプ」画面遷移図



3 事業種目・業種番号一覧表

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号		
食料品製造業	水産食料品	01	皮革・同製品製造業	皮革製品	16		
	調味料			窯業、土石製品、製造業		ガラス・同製品	17
	精穀、製粉		セメント・同製品				
	砂糖		建設用粘土製品、耐火物				
	菓子		陶磁器・同関連製品				
	パン類		その他の窯業・土石製品				
	清涼飲料		鉄鋼業		鉄鋼	18	
	酒類			銑鉄鋳物			
	畜産食料品		非鉄金属製造業	非鉄金属	19		
	その他の食料品						
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	02	金属製品製造業	構築用金属製品	20		
	紡績			金属打抜き・プレス加工			
	ねん糸			被覆、彫刻、その他の金属表面処理			
織物業	綿・スフ織物	03		機械製造業		くぎ、ボルト、ナット、線材製品	21
	絹・人絹織物		その他の金属製品				
	毛織物		金属加工機械				
	その他の織物		繊維機械				
ニット製造業	ニット	04	機械製造業	農業用機械	21		
染色整理業	染色整理	05		建設機械			
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、学校服 婦人、子供服 ワイシャツ、下着 帽子、毛皮製衣服、その他の衣服 その他の繊維製品	07		産業用電気機械器具製造業		産業用電気機械器具	22
						民生用電気機械器具電球製造業	
			通信機械器具製造業		通信機械器具		
			その他の繊維製品		その他の機械		
木材、木製品製造業	製材	08	輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品	25		
	木製容器			鉄道車両			
	その他の木製品			自転車・オートバイ			
家具、装備品製造業	家具	09		理化学機械器具等製造業		船舶	26
	建具		計量器、医療器械、理化学機械等				
	その他の家具・装備品		その他の輸送用機械器具				
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙	10	光学機械器具等製造業	光学機械器具、レンズ、眼鏡	27		
	紙製容器		時計・同部品製造業	時計・同部品	28		
	その他のパルプ・紙製品		その他の製造業	玩具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	29		
新聞、出版、印刷業	新聞、出版	事務用品					
	印刷	貴金属製品					
	製版、製本、その他の印刷物加工	楽器、レコード					
化学工業	化学肥料	12		装身具、装飾品		31	
	有機化学工業製品			プラスチック製品			
	化学繊維		その他の製造				
	油脂加工品、せっけん、塗料等		米穀類				
	医薬品		野菜、果物				
石油製品製造業	石油精製	13	飲食料品卸売業	食肉	31		
	その他の石油製品			生鮮魚介そう			
石炭製品製造業	石炭製品	14		乾物		その他の農水畜産物	31
ゴム製品製造業	ゴム製品	15				酒類	
						乾物	

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号		
飲食料品卸売業	菓子、パン類	31	飲食料品小売業	鮮魚	41		
	その他の飲食料品			野菜、果物			
繊維品卸売業	生糸、繭、原糸、繊維品	32		菓子、パン類		42	
	呉服、太物			米穀類			
	その他の織物			料理品			
	洋服類			その他飲食料品			
	寝具類			呉服			
	靴、履物			洋服地			
	かばん、袋物			衣服、身の回り品小売業	寝具類		43
	下着類				男子既製服		
	小間物		男子注文服				
洋品雑貨、その他の繊維品	婦人・子供服						
建築材料卸売業	木材、竹材	33	靴	44			
	セメント		履物				
	板ガラス		洋品雑貨				
	その他の建築材料		小間物				
家具、建具、じゅう器卸売業	家具、建具	34	その他の衣服・身の回り品	45			
	荒物		家具、建具				
	陶磁器・ガラス器		金物				
	その他のじゅう器		荒物				
医薬品、化粧品、卸売業	医薬品	35	家具、建具、じゅう器小売業	46			
	化粧品		陶磁器、ガラス器				
機械器具卸売業	一般機械器具	36	家庭用電気機械器具	47			
	自動車・同部品		その他のじゅう器				
	輸送用機械器具		医薬品、化粧品、小売業		医薬品		
	精密機械器具		化粧品				
	電気・通信機械器具		百貨店		百貨店		
鉱物、金属材料、卸売業	石炭	37	各種商品小売	48			
	石油		趣味、娯楽用品等小売業				
	鉱物		スポーツ用品				
	鉄鋼		玩具、娯楽用品				
	非鉄金属		楽器、レコード				
貿易業	貿易	38	貴金属製品、宝石	49			
	輸出		その他の趣味・娯楽用品等				
	輸入		燃料				
その他の卸売業	紙、紙製品	39	書籍、雑誌	50			
	再生資源		文房具、紙				
	家庭用金物		中古品				
	建築用金物		農機具				
	薪炭類		写真機、写真材料				
	肥料		時計、眼鏡				
	文房具		自動車、自転車				
	玩具、娯楽用品		土産物				
	貴金属製品、宝石		その他の小売				
	その他の卸売		総合建設業		一般土木建築工事		
飲食料品小売業	各種食料品	41	土木工事	51			
	酒		建築工事				
	食肉		木造建築工事				
			職別建設業	52			
			電気・通信工事				

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号		
職別建設業	管工事	52	料理・飲食店業	料亭	78		
	その他の設備工事			日本料理			
鉄道業	鉄道	61		大衆酒場、小料理			
道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス	62		外国料理			
	ハイヤー、タクシー			すし			
道路貨物運送業	貨物自動車	63		そば、うどん			
	その他の道路貨物運送			バー			
水運業	水運	64		キャバレー			
倉庫業	倉庫	65		喫茶			
放送・電信・電話業	放送	66		その他の飲食			
	電信・電話		旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79		
電気供給業	電気供給	67		ラブホテル、モーテル			
ガス・熱供給業	ガス・熱供給	68		ホテル、普通旅館			
その他の運輸、運輸附帯サービス、水道業	航空運輸	69		その他の旅館			
	運輸附帯サービス		農林業	農業	81		
	水道			林業			
対個人サービス業	洗濯	71	漁業、水産養殖業	漁業	82		
	洗い張り、染物		金属鉱業	83			
	写真		石炭鉱業	84			
	理髪		原油・天然ガス鉱業	85			
	美容		非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86		
	浴場			その他の非金属鉱業			
	ソーブランド		銀行・信託業	銀行	87		
	駐車場			信用金庫			
	保育所、老人ホーム			信用組合			
	その他の対個人サービス			農業協同組合			
対事業所サービス業	広告	72	漁業協同組合	88			
	物品賃貸		その他の銀行・信託				
	情報サービス、興信所		その他の金融業		質屋		
	その他の対事業所サービス				貸金		
映画業	映画館	73	その他の金融	89			
	映画サービス		証券、商品取引業		証券、商品取引		
娯楽業	パチンコ	74	保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90		
	ゴルフ場		不動産業	建売、土地売買			
	運動施設			不動産代理仲介	91		
	その他の娯楽		その他の不動産				
その他のサービス業	土木建築サービス	75	その他の産業	教育	99		
	医療保健			分類不能			
	医療関連サービス		自動車修理業	自動車修理		76	
	廃棄物処理			その他の修理業	機械修理		77
	その他のサービス				電気機械修理		
	その他の修理						

Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

別表一の二次葉「50」又は「52」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一の二次葉 令三・四・一以後終了連結事業年度等分

法人税額の計算											
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)		50	000	(50)の15%、16%又は19%相当額	53						
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)－10億円× $\frac{1}{12}$		51	000	(51)の22%相当額	54						
その他の連結所得金額 (1)－(50)－(51)		52	000	(52)の20%又は23.2%相当額	55						
地方法人税額の計算											
連結所得の金額に対する法人税額 (33)		56	000	(56)の10.3%							
課税連結留保金額に対する法人税額 (34)		57	000	(57)の10.3%							
この申告が修正申告である場合の計算											
法人税額の計算	この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額	60								
		課税土地譲渡利益金額	61								
		課税連結留保金額	62								
		法人税額	63								
		還付金額	64	外							
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((16)－(63))若しくは((16)＋(64))又は((64)－(28))	65	外	00						
		この申告前の	連結欠損金等の当期控除額	66							
法人税額の計算	この申告前の	連結所得の金額に対する法人税額	68								
		課税連結留保金額に対する法人税額	69								
		課税標準法人税額 (68)＋(69)	70					000			
		確定地方法人税額	71								
		中間還付額	72								
		欠損金の繰戻しによる還付金額	73								
		この申告により納付すべき地方法人税額 ((44)－(71))若しくは((44)＋(72)＋(73))又は(((72)－(45))＋((73)－(45)の外書))	74						00		
翌期へ繰り越す連結欠損金	67										

P16参照

別表一の二次葉

「50」欄に記載があり、中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

- (注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。
 2 別表一の二「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。
 3 連結親法人が適用除外事業者(*)に該当する普通法人である場合は、本特例の対象から除かれますので、適用額明細書に記載しないでください。
 (*) 適用除外事業者とは、その連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の合計額をその各連結事業年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額(判定連結親法人及びその連結子法人の全てが設立後3年を経過していないことや判定連結親法人又はその連結子法人が特定合併等に係る合併法人等に該当するものであること等の一定の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額)が15億円を超える連結親法人及びその連結子法人をいいます。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等である連結法人の法人税率の特例	第68条の8第1項の表の第1号	10369 ※1	「50」欄の金額
	第68条の8第1項の表の第2号	10370 ※2	
	第68条の8第1項の表の第3号	10371 ※3	
	第68条の8第2項	10372 ※4	

※1 連結親法人が普通法人であり、当該各連結事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である場合又は資本金若しくは出資金を有していない場合(特定の医療法人である場合を除きます。)

※2 連結親法人が協同組合等(特定の協同組合等を除きます。)である場合

※3 連結親法人が特定の医療法人である場合

※4 連結親法人が特定の協同組合等(*)である場合

(*) 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限ります。)のうち、租税特別措置法第68条の108第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「50」又は「52」欄に記載があり、特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(注) 別表一の二「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例	第68条の100第1項	10382	「50」及び「52」欄の合計金額

別表六の二(五)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度		: :		法 人 名	
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否					可
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)					
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(五)付表「2」)	1	円	税 額 控 除 割 合 の 計 算	連 結 事 業 年 度 が 令 和 5 年 3 月 31 日 以 前 に 開 始 する 連 結 事 業 年 度 の 場 合	15
同上のうち特別試験研究費以外の額の合計額	2			$\frac{10.145}{100} + ((7) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	
(1)のうち一般試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3			(10)及び(15)以外の場合	16
控除対象試験研究費の額の合計額 (2)+(3)	4			$\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (7)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	
比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	5			税 額 控 除 割 合	17
増減試験研究費の額 (1)-(5)	6			$((10)、(15)又は(16)) + ((10)、(15)又は(16)) \times (11)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	
増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7			税 額 控 除 限 度 額 (4) × ((14)又は(17))	18
平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計)	8	円		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	19
試験研究費 $\frac{(1)}{(8)}$				連 日 結 以 (9) > 10% の 場 合 の 特 例 加 算 割 合	
(5) = 0 の					
(9) > 10% の 場 合 の 控 除 割 合 $(9) - \frac{10}{100} \times 0$ (0.1を超える場合は0.1)					
連 結 事 業 年 度 が 令 和 3 年 4 月 1 日 以 前 に 開 始 した 人 連 結 事 業 年 度 が 令 和 3 年 4 月 1 日 以 後 に 開 始 する 連 結 事 業 年 度 である 場 合					
(7) > 8% の 場 合 $\frac{9.9}{100} + ((7) - \frac{8}{100}) \times 0.35$					
(7) ≤ 8% の 場 合 $\frac{9.9}{100} - (\frac{8}{100} - (7)) \times 0.175$ (0.06未満の場合は0.06)	13			当 期 税 額 控 除 可 能 額 (18)と(22)のうち少ない金額)	23
税 額 控 除 割 合 $((10)、(12)又は(13)) + ((10)、(12)又は(13)) \times (11)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.14を超える場合は0.14)	14			調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7」の①)	24
				法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (23) - (24)	25

「25」欄
 一般試験研究費に係る税額控除（試験研究費の総額に係る税額控除）を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和3年旧措置法第68条の9第1項」※1又は「第68条の9第1項」※2
 ② 「区分番号」欄：「10620」※1又は「10640」※2
 ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額
 ※1 令和3年旧措置法第68条の9第1項（区分番号「10620」）
 連結親法人事業年度が令和3年4月1日以前に開始した連結事業年度である場合
 ※2 第68条の9第1項（区分番号「10640」）
 連結親法人事業年度が令和3年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合

別表六の二(五) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(六)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度		：	：	法人名			
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(六)付表「2」)		1	円	中小連結法人税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)		13	円
控除対象試験研究費の額の合計額 (1)のうち中小連結法人の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額		2		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)		14	
控除対象試験研究費の額の合計額 (2) + (3)		4		当 期 税 額 基 礎	(7) > 8% 又は (7) > 9.4% の場合 (9) > 10% の場合の特例加算割合 $((9) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	15	0.35
増減試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)		5				16	
増減試験研究費の額 (1) - (5)		6		<p style="text-align: center;">「21」欄</p> <p style="text-align: center;">中小企業技術基盤強化税制を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和3年旧措置法第68条の9第4項」※1 又は「第68条の9第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10621」※1 又は「10641」※2</p> <p>③ 「適用額」欄：「21」欄の金額</p> <p>※1 令和3年旧措置法第68条の9第4項（区分番号「10621」） 連結親法人事業年度が令和3年4月1日以前に開始した連結事業年度である場合</p> <p>※2 第68条の9第4項（区分番号「10641」） 連結親法人事業年度が令和3年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合</p>			
増減試験研究費割合の計算 $\frac{(6)}{(5)}$							
試験研究費割合の計算 平均売上金額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計) 試験研究費 $\frac{(1)}{(8)}$							
割増前税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{8 \text{ 又は } 9.4}{100}) \times (0.3 \text{ 又は } 0.35)$ (0.12未満の場合又は(5) = 0の場合は0.12)		10					
除割合の計算 (9) > 10% の場合の控除割増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)		11		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の②」)		20	
税 額 控 除 割 合 (10) + (10) × (11) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)		12		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (19) - (20)		21	

別表六の二(六) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(九)

「14」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六の二(九) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度	：	：	法人名	
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否						可
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)						
特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(九)付表「2」)	1	円		特別研究税額控除限度額 (6) + (7) + (8)	9	円
控除対象済特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(五)「3」)又は(別表六の二(六)「3」)	2			調整前連結税額 (別表一の二「2」)	10	
差引対象特別試験研究費の額 (1) - (2)						
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と別表六の二(九)付表「3」のうち少ない金額)						
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と別表六の二(九)付表「4」のうち少ない金額)	5			当期税額控除可能額 (9)と(11)のうち少ない金額)	12	
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100}$	6					
税額控除割合が25%である試験研究に係る特別研究税額控除限度額 $(5) \times \frac{25}{100}$	7			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の③」)	13	
(6)及び(7)の試験研究以外の試験研究に係る特別研究税額控除限度額 $(3) - (4) - (5) \times \frac{20}{100}$	8			法人税額の特別控除額 (12) - (13)	14	

「14」欄

特別試験研究費に係る税額控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第7項」
- ② 「区分番号」欄：「10622」
- ③ 「適用額」欄：「14」欄の金額

別表六の二(十)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度 : : 法人名 ()

各 連 結 法 人 に 税 額 お 基 準 額 を 計 算	個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人	連結所得の金額 (別表四の二「55の①」)	11	円
	調整前連結税額の個別帰属額 $(13) \times \frac{(1)}{(11)}$	2			高度省エネルギー増進設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	12	
	取得価額の合計額 (別表六の二(十)付表「10」の合計)	3			調整前連結税額 (別表一の二「21」)	13	
	税額控除限度額 $(3) \times \frac{7}{100}$						
	法人税額基準額 $(14) \times \frac{(1)}{(12)}$			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「17」欄</p> <p>高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和3年旧措置法第68条の10第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10604」</p> <p>③ 「適用額」欄：「17」欄の金額</p> </div>			
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$						
	法人税額基準額 (5)と(6)のうち少ない金額	7		計	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	15	
	当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額	8		の	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の④」)	16	
	調整前連結税額超過構成額 $(16) \times \frac{(8)}{(15)}$	9		計			
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (8) - (9)	10		算	法人税額の特別控除額の合計額 (15) - (16)	17	

別表六の二(十) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十一)
「27」又は「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度	法 人 名					
各 連 結 法 人 分 に お け る 計 算	個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	連結所得の金額 (別表四の二「55の①」)	20	円		
	調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(20)}$	2		各 特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計) 繰越税額控除限度超過額を有する各	21			
	取得価額の合計額 (別表六の二(十一)付表「9」の合計)	3						
	税額控除限度額 $(3) \times \frac{7}{100}$	4						
	法人税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	5						
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	6						
	法人税額基準額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7						
	当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額)	8						
	調整前連結税額超過構成額 $(26) \times \frac{(8)}{(25)}$	9						
	当期税額控除額 (8) - (9)	10						
繰越税額控除限度超過額 (38の計)	11							
法人税額基準額 $(29) \times \frac{(1)}{(22)}$	12							
個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	13							
個別帰属額基準額の残額 (13)又は(13)-(8)) - (別表六の二(十九)「8」) - (別表六の二(二十)「9」)	14							
法人税額基準額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15							
当期繰越税額控除可能額 (11)と(15)のうち少ない金額)	16							
調整前連結税額超過構成額 $(33) \times \frac{(39の①)}{(30)} + (34) \times \frac{(39の②)}{(31)}$	17							
当期繰越税額控除額 (16) - (17)	18							
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10) + (18)	19							
				各 限 連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前 期 繰 越 税 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度	当 期 控 除 可 能 額	翌 期 繰 越 額 (38) - (39)
				①	円	円	円	/
				②				外 円
				計		(16)		
				当 期 分	(4)	(8)		外
				合 計				

「27」欄
 中小連結法人が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の11第2項」
 ② 「区分番号」欄：「10042」
 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額

「36」欄
 中小連結法人が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の11第3項」
 ② 「区分番号」欄：「10043」
 ③ 「適用額」欄：「36」欄の金額

別表六の二(十二)

「28」又は「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	法人名	()
-------------	-------------	-----	-----

		円		円			
各 連 当 結 法 人 分 に お け る 繰 上 算	個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	1		連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	21		
	調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	2		工業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	22		
	取得価額の合計額 (別表六の二(十二)付表「10」の合計)	3		繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	23		
		4			調整前連結税額 (別表一の二「2」)	24	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	4		総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$	25		
	税額控除限度額 $(3) - (4) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$	5			当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26	
	法人税額基準額	調整前連結税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$	6		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑧」)	27	
		個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7		当期税額控除額の合計額 $(26) - (27)$	28	
	法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8		総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$	29		
	当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額)	9			総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は(29) - (26)	30	
	調整前連結税額超過構成額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$			繰越税額控除 連結事業年度	連 結 事 業 年 度	31	
	当期税額控除可能額 $(9) - (10)$				(各連結法人の(44)の①の合計)	32	
					(各連結法人の(44)の②の合計)	33	
					(各連結法人の(44)の③の合計)	34	
				(各連結法人の(44)の④の合計)	34		
				合 計	35		
	繰越税額控除限度超過額 (43の計)	12		繰越税額控除 連結事業年度	連 結 事 業 年 度	36	
		調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$	13		(別表六の二(三)付表「2の④」)	37	
			個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		14	(別表六の二(三)付表「2の⑤」)	38
		個別帰属額基準額の残額 (14)又は(14) - (9)	15		(別表六の二(三)付表「2の⑥」)	39	
法人税額基準額 (13)と(15)のうち少ない金額)		16	(別表六の二(三)付表「2の⑦」)		40		
当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額)	17		合 計	41			
調整前連結税額超過構成額 $(36) \times \frac{(44)の①}{(31)} + (37) \times \frac{(44)の②}{(32)}$ $+ (38) \times \frac{(44)の③}{(33)} + (39) \times \frac{(44)の④}{(34)}$	18		法人税額の特別控除額の合計額 $(28) + (41)$	42			
当期繰越税額控除額 $(17) - (18)$	19		各 限 連 結 超 法 過 人 額 に お お 計 け 算 る 翌 期 繰 越 税 額 控 除				
法人税額の特別控除額 の個別帰属額 $(11) + (19)$	20		連結事業年度 又は事業年度	前期繰越額又は当 期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (43) - (44)	
				43	44	45	
			①	円	円	円	
			②			外 円	
			③			外	
			④			外	
			計		(17)		
			当期分	(5)	(9)	外	
			合 計				

P23参照

別表六の二(十二) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十二)

「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十二)付表「1」欄が「第1号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第1号)	10476	「28」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十二)付表「1」欄が「第2号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第2号)	10477	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において 工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別 控除 (別表六の二(十二)付表「1」欄が「第3号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第3号)	10478	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十二)付表「1」欄が「第4号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第4号)	10479	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十二)付表「1」欄が「第5号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第5号)	10480	

「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得し た場合の法人税額の特別控除	第68条の13第2項 (第42条の9第1項の表の第1号から第5号まで)	10394	「41」欄の金額

別表六の二(十三)
「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度	・ ・	法人名	()
円			円
各	1	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	
連	2	調整前連結税額の個別帰属額 $(21) \times \frac{(1)}{(19)}$	各 連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」) 19
結	3	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十三)付表「11」の合計)	連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得適用連結法人の(1)の合計) 20
法	4	同上のうち別表六の二(十三)付表「7」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	
人	5	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	法 人 の 調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」) 21
	6	(3)のうち別表六の二(十三)付表「7」が平成31年4月1日以後であるものに係る額	
に	7	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	の 総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(21) \times \frac{20}{100}$ 22
	8	(6)のうち別表六の二(十三)付表「6」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	
	9	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	
お	10	$\frac{((4)-(5)) + ((8)-(9)) \times \frac{15}{100}}{100} + ((5)+(9)) \times \frac{8}{100}$	合 計
	11	$\frac{((6)-(7)) - ((8)-(9)) \times \frac{14}{100}}{100} + ((7)-(9)) \times \frac{7}{100}$	
け	12	税 額 控 除 限 度 額 の 計 算 (10) + (11)	の 調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の⑨」) 24
	13	法 人 税 額 基 準 額 $(22) \times \frac{(1)}{(20)}$	
る	14	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	計 算
	15	法 人 税 額 基 準 額 (13)と(14)のうち少ない金額	
計	16	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (12)と(15)のうち少ない金額	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (23) - (24) 25
	17	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(24) \times \frac{(16)}{(23)}$	
	18	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (16) - (17)	

「25」欄
 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14第2項」
 ② 「区分番号」欄：「10490」
 ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額

別表六の二十三
 令三・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十四)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		連 事 年	結 業 度	法人名	()		
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	各 連 結 法 人 の 計 算	円	円		
	調整前連結税額の個別帰属額 $(21) \times \frac{(1)}{(19)}$	2				連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	19
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十四)付表「11」の合計)	3				特定機械装置等の取得をした各連 結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	20
	同上のうち別表六の二(十四)付表「7」が平 成31年3月31日以前であるものに係る額	4					
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	5					
	(3)のうち別表六の二(十四)付表「7」が平 成31年4月1日以後であるものに係る額	6				調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	21
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	7					
	(6)のうち別表六の二(十四)付表「6」が平 成31年3月31日以前であるものに係る額	8					
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	9				総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(21) \times \frac{20}{100}$	22
	税 額 控 除 限 度 額 の 計 算 $((4) - (5)) + ((8) - (9)) \times \frac{12}{100}$ $+ ((5) + (9)) \times \frac{6}{100}$	10					
	税 額 控 除 限 度 額 の 計 算 $((6) - (7)) - ((8) - (9)) \times \frac{10}{100}$ $+ ((7) - (9)) \times \frac{5}{100}$	11				調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の⑩」)	24
	税 額 控 除 限 度 額 (10) + (11)	12					
	法 人 税 額 基 準 額 $(22) \times \frac{(1)}{(20)}$	13				法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (23) - (24)	25
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	14					
	法 人 税 額 基 準 額 (13)と(14)のうち少ない金額)	15					
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (12)と(15)のうち少ない金額)	16				法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (23) - (24)	25
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(24) \times \frac{(16)}{(23)}$	17					
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (16) - (17)	18					

「25」欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14の2第2項」
 ② 「区分番号」欄：「10294」
 ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額

別表六の二(十四) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十五)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{けん}を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	.	.	法人名	()
----------------------------	---	---	-----	-----

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合) 可

各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	13	円	
	調整前連結税額の個別帰属額 $(15) \times \frac{(1)}{(13)}$	2			特 定 事 業 用 機 械 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	14		
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十五)付表「10」の合計)	3			調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	15		
	同 上 の うち 機 械 及 び 装 置 並 び に 器 具 及 び 備 品 に 係 る 額	4						
	同 上 の うち 地 域 の 成 長 発 展 の 基 盤 強 化 に 著 し く 資 す る 事 業 の 用 に 供 し た も の に 係 る 額	5						
	「19」欄							
	税 額 控 除 限 度 額 $((4) - (5)) \times \frac{4}{100} + (5) \times \frac{5}{100}$ $+ ((3) - (4)) \times \frac{2}{100}$				地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14の3第2項」 ② 「区分番号」欄：「10582」 ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額			
	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(16) \times \frac{(1)}{(14)}$							
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	8			当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(10)の合計)	17		
	法 人 税 額 基 準 額 (7)と(8)のうち少ない金額)	9			の 調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の⑩」)	18		
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (6)と(9)のうち少ない金額)	10			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (17) - (18)	19		
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(18) \times \frac{(10)}{(17)}$	11						
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (10) - (11)	12							

別表六の二(十五) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十六)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度
運 事 年
法人名 ()

各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	1	各 連 結 法 人 の 合 計 額	連結所得の金額 (別表四の二「55の①」)	12	円
	調整前連結税額の個別帰属額 $(14) \times \frac{(1)}{(12)}$	2		特定建物等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	13	
	取得価額の合計額 (別表六の二(十六)付表「10」の合計)	3				
	同上のうち移転型計画に係る額	4				
	税額控除限度額 $((3)-(4)) \times \frac{4}{100} + (4) \times \frac{7}{100}$	5				
	調整前連結税額基準額 $(15) \times \frac{(1)}{(13)}$	6		調整前連結税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15	
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7		当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	16	
	法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額	8		の調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑫」)	17	
	当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額	9				
	調整前連結税額超過構成額 $(17) \times \frac{(9)}{(16)}$	10				
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (9) - (10)	11		法人税額の特別控除額の合計額 (16) - (17)	18	

「18」欄
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15第2項」
② 「区分番号」欄：「10553」
③ 「適用額」欄：「18」欄の金額

別表六の二(十六) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十七)

「43」又は「49」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	:	:	法人名	
-------------	---	---	-----	--

別表六の二(十七) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算						
基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「5」の合計) - (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「6」の合計) (マイナスの場合は0)	1	人	特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 場 合	税 額 控 除 限 度 額 (6) ≥ 8% 又は (5) = 0 の場合 60万円 × (10) + 50万円 × ((14) + (20))	23	円
地方事業所基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「11」の合計) - (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「12」の合計) (マイナスの場合は0)	2	人	特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 場 合	5% ≤ (6) < 8% の場合 30万円 × ((10) + (12)) + 20万円 × ((14) + (20) + ((16) + (22)) × 1.5)	24	円
調整後の地方事業所基準雇用者数の合計 (1)と(2)のうち少ない数)	3	人		(6) < 5% の場合 30万円 × (10) + 20万円 × ((14) + (20))	25	
調整前連結税額 (別表一の二「2」)	4	円	特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 場 合	税 額 控 除 限 度 額 (23)、(24) 又は (25) (7) < (8) の場合は0)	26	円
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「4」の合計)	5	人	特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 場 合	当 期 税 額 基 準 額 (4) × $\frac{20}{100}$	27	円
基準雇用者割合 $\frac{(1)}{(5)}$	6	人		当 期 税 額 控 除 可 能 額 (26) と (27) のうち少ない金額)	28	
給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「39」の合計)	7	円	特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 場 合	個 別 特 定 新 規 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「16」の合計)	29	人
比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「47」の合計)	8	円	特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 場 合	特 定 新 規 雇 用 者 基 礎 数		
個別特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「16」の合計)	9	人	特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 場 合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「43」欄</p> <p>地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の15の2第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄: 「10607」</p> <p>③ 「適用額」欄: 「43」欄の金額</p> </div>		
特定新規雇用者基礎数 (3)と(9)のうち少ない数)	10	人				
個別移転型特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「18」の合計)	11	人	特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 場 合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「49」欄</p> <p>地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の15の2第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄: 「10608」</p> <p>③ 「適用額」欄: 「49」欄の金額</p> </div>		
対象移転型特定新規雇用者数 (10)と(11)のうち少ない数)	12	人				
個別対象非特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「23」の合計)	13	人	特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 場 合	以 外 の 連 結 事 業 年 度 の 場 合	対 象 非 新 規 基 準 雇 用 者 数 (((3) - (33)) + (34)のうち少ない数)	35
対象非特定新規雇用者数 (10)と(13)のうち少ない数)	14	人		以 外 の 連 結 事 業 年 度 の 場 合	個 別 移 転 型 非 新 規 基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「27」の合計)	36
個別非新規基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「26」の合計)	19	人	特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 場 合	以 外 の 連 結 事 業 年 度 の 場 合	新 規 基 準 雇 用 者 数 (6)のうち少ない数)	37
対象非新規基準雇用者数 (((3) - (10) - (14) - (18)) + (19)のうち少ない数)	20	人		以 外 の 連 結 事 業 年 度 の 場 合	除 限 度 額 万円 × ((32) + (35) + (37))	38
個別移転型非新規基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「27」の合計)	21	人	特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 場 合	以 外 の 連 結 事 業 年 度 の 場 合	額 基 準 額) × $\frac{20}{100}$	39
対象移転型非新規基準雇用者数 (20)と(21)のうち少ない数)	22	人		以 外 の 連 結 事 業 年 度 の 場 合	控 除 可 能 額 (10)のうち少ない金額)	40
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7」の⑬)			以 外 の 連 結 事 業 年 度 の 場 合	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (28) 又は (40)	41	
当期税額控除額 (41) - (42)			以 外 の 連 結 事 業 年 度 の 場 合	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7」の⑭)	42	
当期税額控除額 (41) - (42)			以 外 の 連 結 事 業 年 度 の 場 合	当 期 税 額 控 除 額 (41) - (42)	43	
地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算						
地方事業所特別基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「32」の合計)	44	内	以 外 の 連 結 事 業 年 度 の 場 合	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (45) と (46) のうち少ない金額)	47	円
地方事業所特別税額控除限度額 (30万円又は40万円) × ((44) - (44の内書)) + (20万円 又は30万円) × (44の内書) + (各連結法人の別表六の二 (十七)付表二「12」の合計)	45	円	以 外 の 連 結 事 業 年 度 の 場 合	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7」の⑭)	48	
差引当期税額基準額残額 (27) 又は (39) - (別表六の二(十六)「16」) - (41)	46	円	以 外 の 連 結 事 業 年 度 の 場 合	当 期 税 額 控 除 額 (47) - (48)	49	
法人税額の特別控除額 (43) + (49)			以 外 の 連 結 事 業 年 度 の 場 合	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	50	

別表六の二(十八)

「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書				連 結 事 業 年 度	結 業 年 度	法人名 ()		
各 連 結 法 人 税 額 に 控 除 お け る 算 計	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 税 額 基 準 額 に お け る 算 計 各 連 結 法 人 の 算	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(22)}$	15	円	
	調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(21)}$	2			個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{5}{100}$	16		
	特定寄附金の額の合計額 (28の計)	3			法人税額基準額 (15)と(16)のうち少ない金額)	17		
	税 額 控 除 基 準 額 $(3) \times \frac{40}{100}$	4			当期税額控除可能額 (14)と(17)のうち少ない金額)	18		
	住 民 税 額 に お け る 算 計	(別表一の二「5」+「7」)の うち帰せられる金額	5		外	調整前連結税額超過構成額 $(26) \times \frac{(18)}{(25)}$	19	
	連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 以 外 の 場 合 の 調 整 前 個 別 帰 属 法 人 税 額 (別表六の二(十八)付表「22」)	6			法人税額の特別控除 額の個別帰属額 (18) - (19)	20		
	連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 の 場 合 の 調 整 前 個 別 帰 属 法 人 税 額 (別表六の二(十八)付表「23」)	7			連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	21		
	仮 計 (5)と(6)又は(7)のうち多い金額)	8			特定寄附金を支出した各連結法人 の個別所得金額の合計額 (適用連結法人の(1)の合計)	22		
	控除対象個別帰属調整額等	9						
	住 民 税 額 控 除 額 の基礎となる法 (8) - (9) (5) > ((8) - (9))の時							
	住 民 税 額 控 $(10) \times \frac{1.4}{100}$							
	差引税額控除基準額 (4) - (11)	12			当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(18)の合計)	25		
	特 定 寄 附 金 基 準 額 $(3) \times \frac{10}{100}$	13			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑬」)	26		
	税 額 控 除 限 度 額 (12)と(13)のうち少ない金額)	14			法人税額の特別控除額の合計額 (25) - (26)	27		
各 連 結 法 人 に お け る 特 定 寄 附 金 に 関 す る 明 細								
寄 附 し た 年 月 日	寄 附 先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容				特 定 寄 附 金 の 額		
・	・					28		
・	・					円		
・	・							
計								

「27」欄

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の3第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10635」
- ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額

別表六の二十八 令三・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十九)

「27」又は「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・	法人名	()
-------------	-------------	-------------	-----	-----

各 連 結 法 人 分 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	20	円
	調整前連結税額(23)			各 経 営 改 善 設 備 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額	21	
法 人 分 の 合 計	取得価額(別表六の二(十))			「27」欄 特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和3年旧措置法第68条の15の4第2項」 ② 「区分番号」欄：「10431」 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額		
	税額控(3)					
	法人税額基準額(24) × $\frac{(1)}{(21)}$	5				
	個別帰属額基準額(2) × $\frac{20}{100}$ - (別表六の二(十一)「8」)	6		当期 税 額 控 除 可 能 額 (各連結法人の(8)の合計)	25	
	法人税額基準額((5)と(6)のうち少ない金額)	7		調整前連結税額超過構成額(別表六の二(三)「7の⑩」)	26	
	当期税額控除可能額((4)と(7)のうち少ない金額)	8		当期税額控除額の合計額(25) - (26)	27	
	調整前連結税額超過構成額(26) × $\frac{(6)}{(7)}$	9		総調整前連結税額基準額(23) × $\frac{20}{100}$ - (別表六の二(十一)「25」)	28	
	当期税(8)			総調整前連結税額基準額の残額((28)又は((28) - (25))) - (別表六の二(十一)「32」) - (別表六の二(二十)「26」)	29	
	繰越税額控(3)			繰越 連 結 ・ ・ ・	30	
法 人 分 の 合 計	調整前連結税額(29) × $\frac{(1)}{(22)}$	12		「36」欄 特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和3年旧措置法第68条の15の4第3項」 ② 「区分番号」欄：「10432」 ③ 「適用額」欄：「36」欄の金額		
	個別帰属額基準額(2) × $\frac{20}{100}$ - (別表六の二(十一)「8」)	13				
	個別帰属額基準額の残額((13)又は((13) - (8))) - (別表六の二(十一)「16」) - (別表六の二(二十)「9」)	14				
	法人税額基準額((12)と(14)のうち少ない金額)	15		前期 繰 越 連 結 税 額	34	
	当期繰越税額控除可能額((11)と(15)のうち少ない金額)	16		合 計	35	
調整前連結税額超過構成額(33) × $\frac{(39の①)}{(30)}$ + (34) × $\frac{(39の②)}{(31)}$	17		当期繰越税額控除額の合計額(32) - (35)	36		
当期繰越税額控除額(16) - (17)	18		法人税額の特別控除額の合計額(27) + (36)	37		
法 人 分 の 合 計	法人税額の特別控除額の個別帰属額(10) + (18)	19		各 限 連 結 法 人 分 の 合 計 に お け る 計 算 連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度 前 期 繰 越 税 額 又 は 当 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 額 当 期 控 除 可 能 額 翌 期 繰 越 額 (38) - (39)		
				円	円	
				計	(16)	
				当期分	(4)	(8)
			合 計			

別表六の二十九 令三・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(二十)

「28」欄又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六の二(二十) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

連 結 法 人 分 期 額 基 準 額		連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	21	円
個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円		
調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	2	各	22	
取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(二十)付表「9」の合計)	3	連	23	
同 上 の うち 特 定 中 小 連 結 親 法 人 等 に 係 る 額	4	「28」欄 中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の5第2項」 ② 「区分番号」欄：「10586」 ③ 「適用額」欄：「28」欄の金額		
税 額 控 除 限 度 額 $(3) - (4) \times \frac{7}{100} + (4) \times \frac{10}{100}$	5			
法 人 税 額 基 準 額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$	6			
個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(十一)「8」) - (別表六の二(十九)「8」)$	7			
法 人 税 額 基 準 額 ((6)と(7)のうち少ない金額)	8			
当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((5)と(8)のうち少ない金額)	9	前	27	
調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$	10	の	28	
当 期 税 額 控 除 額 (9) - (10)	11	合	29	
繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (39の計)	12	計	30	
法 人 税 額 基 準 額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$	13	期	31	
個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(十一)「8」) - (別表六の二(十九)「8」)$	14	の	32	
個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額 ((14)又は((14)-(9))-(別表六の二(十一)「16」)-(別表六の二(十九)「16」)	15	前	33	
法 人 税 額 基 準 額 ((13)と(15)のうち少ない金額)	16	期	34	
当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 ((12)と(16)のうち少ない金額)	17	の	35	
調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(34) \times \frac{(40の①)}{(31)} + (35) \times \frac{(40の②)}{(32)}$	18	合	36	
当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (17) - (18)	19	計	37	
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (11) + (19)	20	期	38	
		算	39	
		分	40	
		計	41	
		期	外	円
		計	(17)	
		当 期 分	(5)	(9)
		合 計		外

別表六の二(二十一)

「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書		連 事 年	結 業 度	法人名		
雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十一)付表「1」の合計)	1	円		個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十三)「16」の合計)	15	円
比較雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(28)の合計)	2			雇用者給与等支給増加額 (3)-(15) (マイナスの場合は0)	16	
調整前雇用者給与等支給増加額 (1)-(2)	3			法人税額控除限度額	17	(14) ≥ 20% 又は (11) = (13) > 0 の場合 $(16) \times \frac{20}{100}$
継続雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(33)の①の合計)	4					
継続雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の(33)の②)又は(33)の③の合計)	5					
継続雇用者給与等支給増加額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)	6					
継続雇用者給与等支給増加割合 (6) ÷ (5) × 100 (5) = 0 の場合は0	7			同上以外の場合	18	
国内に係る設備投資額 (各連結当期償却費総額) (各連結当期償却費総額)	8			<p>給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和3年旧措置法第68条の15の6第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10609」</p> <p>③ 「適用額」欄：「24」欄の金額</p>		
教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(38)の合計)	11			除額	20	
比較教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(43)の合計)	12			当期税額基準額 $(20) \times \frac{20}{100}$	21	
教育訓練費増加額 (11)-(12) (マイナスの場合は0)	13			当期税額控除可能額 (19)と(21)のうち少ない金額	22	
教育訓練費増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ (12)=0の場合は0	14			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7」の⑩)	23	
各連結法人の比較雇用者給与等支給額の計算				法人税額の特別控除額 (22)-(23)	24	
前連結事業年度又は前事業年度	25	国内雇用者に対する給与等の支給額	26	適用年度の月数 (25)の前連結事業年度又は前事業年度の月数	27	比較雇用者給与等支給額 (26) × (27)
・	・	円	円	円	円	円
各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算						
		継続雇用者給与等支給額の計 適用年度	①	継続雇用者比較給与等支給額の計 前連結事業年度等	②	前一年連結事業年度等特定期間 ③
連結事業年度等又は事業年度等	29	・	・	・	・	・
雇用者給与等支給額	30	別表六の二(二十一)付表「1」	円	(26)	円	円
同上のうち継続雇用者に係る金額	31					
適用年度の月数 (29)の③の月数	32					
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (31)又は(31) × (32)	33		円		円	円
各連結法人の当期償却費総額等の計算						
国内設備投資額	34	円		剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他(35)以外の金額	36	円
損益計算書に計上された減価償却費の額	35			当期償却費総額 (35) + (36)	37	
各連結法人の比較教育訓練費の額等の計算						
教育訓練費の額	38					円
連結事業年度又は事業年度	39	教育訓練費の額	40	適用年度の月数 (39)の連結事業年度又は事業年度の月数	41	改定教育訓練費の額 (40) × (41)
・	・	円	円	円	円	円
<p>(注) 本別表は、連結親法人事業年度が令和3年4月1日前に開始した連結事業年度である場合が対象となります。</p> <p>連結親法人事業年度が令和3年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合については、P34をご参照ください。</p>						
計						
比較教育訓練費の額	43					
(42の計) ÷ (調整対象年度数)						

別表六の二(二十一) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(二十二)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度 . . . 法人名 ()

雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十二)付表「1」の合計)	1	円	個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十三)「16」の合計)	12	円
比較雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(25)の合計)	2		雇用者給与等支給増加額 (3) - (12) (マイナスの場合は0)	13	
調整前雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3		法 人 税 額 中 控 除 限 結 度 法 額 (7) ≥ 2.5%の場合において、(11) ≥ 10%若しくは(8) = (10) > 0のとき又は経営力向上要件を満たすとき (13) × $\frac{25}{100}$ 同上以外の場合 (13) × $\frac{15}{100}$ ((7) < 0.015の場合は0)	14	
継続雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(30の①)の合計)	4			15	
継続雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の((30の②)又は(30の③))の合計)	5				

「21」欄

中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和3年旧措置法第68条の15の6第2項」
- ② 「区分番号」欄：「10610」
- ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(31)の合計)	8		控 除 額 の 計 算	当 期 税 額 基 準 額 (17) × $\frac{20}{100}$	18	
中小連結法人比較教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(36)の合計)	9			当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((16)と(18)のうち少ない金額)	19	
教育訓練費増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10			調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の⑳」)	20	
教育訓練費増加割合 $\frac{(10)}{(9)}$ (9) = 0の場合は0)	11			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (19) - (20)	21	

各連結法人の比較雇用者給与等支給額の計算

前連結事業年度又は前事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	適用年度の月数 (22)の前連結事業年度又は前事業年度の月数	比較雇用者給与等支給額 (23) × (24)
22	23	24	25
：	：	円	円

各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算

	継続雇用者給与等支給額の計算	継続雇用者比較給与等支給額の計算	
	適用年度	前連結事業年度等	前一年連結事業年度等特定期間
	①	②	③
連結事業年度等又は事業年度等	26	：	：
雇用者給与等支給額	27	別表六の二(二十二)付表「1」 円 (23)	円
同上のうち継続雇用者に係る金額	28		
$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(26の③)の月数}}$	29		
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (28)又は((28) × (29))	30	円	円

各連結法人の中小連結法人比較教育訓練費の額等の計算

教育訓練費の額	31	円
---------	----	---

(注) 本別表は、連結親法人事業年度が令和3年4月1日以前に開始した連結事業年度である場合が対象となります。

連結親法人事業年度が令和3年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合については、P35をご参照ください。

中小連結法人比較教育訓練費の額 (35の計) ÷ (調整対象年度数)	36	円
---------------------------------------	----	---

別表六の二(二十二) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(二十四)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六の二(二十四) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度	：	：	法人名		
新給 規 増 雇 加 用 割 合 の 与 計 等 算 支	新規雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十四)付表「12」の合計)	1	円	法 人 税 額 控 除 限 度 額	(8) ≥ 20% 又は (5) = (7) > 0 の場合 (11) × $\frac{20}{100}$	12	円
	新規雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十四)付表「19」の合計)	2					
	新規雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3					
	新規雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)}{(2)}$ (2) = 0 の場合は0)						
教育 訓 練 費 増 加 割 合 の 計 算	教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(20)の合計)			控 除 の 計 算	調整前連結税額 (別表一の二「2」)	15	
	比較教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(25)の合計)				当期税額基準額 (15) × $\frac{20}{100}$	16	
	教育訓練費増加額 (5) - (6) (マイナスの場合は0)	7			当期税額控除可能額 (14) と (16) のうち少ない金額	17	
	教育訓練費増加割合 $\frac{(7)}{(6)}$ (6) = 0 の場合は0)	8			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7」の②)	18	
控除対象新規雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十四)付表「5」の合計)	9	円			法人税額の特別控除額 (17) - (18)	19	
個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十六)「16」の合計)	10						
差引控除対象新規雇用者給与等支給額の合計額 (9) - (10) (マイナスの場合は0)	11						
各 連 結 法 人 の 比 較 教 育 訓 練 費 の 額 等 の 計 算							
教 育 訓 練 費 の 額						20	円
連結事業年度又は事業年度		教育訓練費の額		$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(21)の連結事業年度又は事業年度の月数}}$		改定教育訓練費の額 (22) × (23)	
21		22		23		24	
調整 対象 年度	：	：	円	_____		円	
	：	：		_____			
計							
比 較 教 育 訓 練 費 の 額						25	
(24の計) ÷ (調整対象年度数)							

「19」欄
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の6第1項」
② 「区分番号」欄：「10642」
③ 「適用額」欄：「19」欄の金額

(注) 本別表は、連結親法人事業年度が令和3年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合が対象となります。
連結親法人事業年度が令和3年4月1日前に開始した連結事業年度である場合については、P32をご参照ください。

別表六の二(二十五)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六の二(二十五) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度		法人名				
雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十五)付表「1」の合計)	1	法 人 税 中 控 小 除 結 度 法 額	(4) ≥ 2.5%の場合において、(8) ≥ 10%若しくは(5) = (7) > 0のとき又は経営力向上要件を満たすとき $(11) \times \frac{25}{100}$ 同 上 以 外 の 場 合 $(11) \times \frac{15}{100}$ ((4) < 0.015の場合は0)	円		
	比較雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十五)付表「18」の合計)				2	
	雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)				3	
	雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)}{(2)}$ ((2) = 0の場合は0)				4	
	教育訓練費額の合計額 (各連結法人の(20)の合計)	5	加 算 当 期 税 額 基 準 額 当 期 税 額 控 除 可 能 額 調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	16 17 18 19	円	
		比較教育訓練費額の合計額 (各連結法人の(25)の合計)				6
		教育訓練費増加額 (5) - (6) (マイナスの場合は0)				7
		教育訓練費増加割合 $\frac{(7)}{(6)}$ ((6) = 0の場合は0)				8
	控除対象雇用者給与等支給増加額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十五)付表「4」の合計)		9	控 除 額 の 計 算	円	
	個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十六)「32」の合計)		10			
	差引控除対象雇用者給与等支給増加額の合計額 (9) - (10) (マイナスの場合は0)		11			
各 連 結 法 人 の 比 較 教 育 訓 練 費 の 額 等 の 計 算						
教 育 訓 練 費 の 額		20	円			
連結事業年度又は事業年度	教育訓練費の額	$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(21)の連結事業年度又は事業年度の月数}}$	改定教育訓練費の額 (22) × (23)			
21	22	23	24			
調整対象年度	円	円	円			
計						
比 較 教 育 訓 練 費 の 額		25	円			
			(24の計) ÷ (調整対象年度数)			

「19」欄

中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の6第2項」
- ② 「区分番号」欄：「10643」
- ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額

(注) 本別表は、連結親法人事業年度が令和3年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合が対象となります。

連結親法人事業年度が令和3年4月1日前に開始した連結事業年度である場合については、P33をご参照ください。

別表六の二(二十七)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結
事 業
年 度

：
：
：
：

法人名

()

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)

可

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		円		円	
各 連 結 法 人 に お お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	各 連 結 法 人 の 合 計 額	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	11
	調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(13) \times \frac{(1)}{(11)}$	2		認 定 特 定 高 度 情 報 通 信 技 術 活 用 設 備 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	12
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(二十七)付表「9」の合計)	3		調 整 前 連 結 税 額	
	税 額 控 除 限 度 額 $(3) \times \frac{15}{100}$				
	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(14) \times \frac{(1)}{(12)}$				
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	6		合 計	
	法 人 税 額 基 準 額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7		当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(8)の合計)	15
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (4)と(7)のうち少ない金額)	8		の 調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の㉔」)	16
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(16) \times \frac{(8)}{(15)}$	9		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (15) - (16)	17
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (8) - (9)	10			

「17」欄

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の6の2第2項」
- ② 「区分番号」欄：「10638」
- ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額

別表六の二(二十七)

令三・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(二十九)

「41」、「45」又は「49」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	:	:	法人名	()
-------------	---	---	-----	-----

別表六の二(二十九)

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可		
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)				
個 別 所 得 金 額	円	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額	円	
(個 別 所 得 金 額 控 除 限 度 額 以 下 の 金 額)	1	(1)	25	
(注) 本別表は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に終了する連結事業年度から対象となります。				
各 連 報 技 術 事 業 適 応 設 備	取 得 価 値 の 合 計 額	3	法 効 基 準 額	27
	(別表六の二(二十九)付表「10」のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額)		(26)、((26)-(9))又は((17)-(19))	
	同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額	4	法 人 税 額 基 準 額	28
			((25)と(27)のうち少ない金額)	
	税 額 控 除 限 度 額	5	当 期 税 額 控 除 可 能 額	29
	$(3)-(4) \times \frac{3}{100} + (4) \times \frac{5}{100}$		((24)と(28)のうち少ない金額)	
	法 人 税 額 基 準 額	6	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	30
	$(38) \times \frac{(1)}{(34)}$		$(48) \times \frac{(29)}{(47)}$	
	個 別 帰 属 額 基 準 額	7	当 期 税 額 控 除 額	31
	$(2) \times \frac{20}{100}$		$(29)-(30)$	
	法 人 税 額 基 準 額	8	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	32
((6)と(7)のうち少ない金額)		$(11)+(21)+(31)$		
当 期 税 額 控 除 可 能 額	9	連 結 所 得 の 金 額	33	
((5)と(8)のうち少ない金額)		(別表四の二「55」の①)		
調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	10	各 情 報 技 術 事 業 適 応 設 備 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額	34	
$(40) \times \frac{(9)}{(39)}$		(情報技術事業適応設備の取得適用連結法人の(1)の合計)		
当 期 税 額 控 除 額	11	事 業 適 応 繰 延 資 産 に 係 る 費 用 を 支 出 し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額		
$(9)-(10)$				
に 事 業 適 応 設 備	支 出 し た 金 額 の 合 計 額	12	「41」欄 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(情報技術事業適応設備の取得等をした場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の15の7第4項」 ② 「区分番号」欄: 「10650」 ③ 「適用額」欄: 「41」欄の金額	
	同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の額	13		
	繰 延 資 産 税 額 控 除 限 度 額	14		
	$((12)-(13)) \times \frac{3}{100} + (13) \times \frac{5}{100}$			
お 法 人	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額	15	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額	38
	$(42) \times \frac{(1)}{(35)}$		$(37) \times \frac{20}{100}$	
の 合 計	個 別 帰 属 額 基 準 額		情 報 技 術 事 業 適 応 設 備 の 合 計 額	39
			当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	39
			(各連結法人の(9)の合計)	
			調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	40
			(別表六の二(三)「7」の㉑)	
計 額			当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額	41
			$(39)-(40)$	
			総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額	42
			(38) 又は $((38)-(39))$	
			当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	43
の 計 算			(各連結法人の(19)の合計)	
			調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	44
			(別表六の二(三)「7」の㉒)	
			当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額	45
			$(43)-(44)$	
の 計 算			総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額	46
			(38) 、 $((38)-(39))$ 又は $((42)-(43))$	
			当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	47
			(各連結法人の(29)の合計)	
			調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	48
		(別表六の二(三)「7」の㉓)		
		当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額	49	
		$(47)-(48)$		
		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額	50	
		$(41)+(45)+(49)$		

「45」欄

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(事業適応繰延資産となる費用を支出した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の15の7第5項」
- ② 「区分番号」欄: 「10651」
- ③ 「適用額」欄: 「45」欄の金額

「49」欄

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(生産工程効率化等設備等の取得等をした場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の15の7第6項」
- ② 「区分番号」欄: 「10652」
- ③ 「適用額」欄: 「49」欄の金額

別表七の二付表六

「5の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例に関する明細書

連結事業年度

法人名

欠損控除前連結所得金額 (別表七の二付表一「1」)	1	円	連結所得金額控除限度超過額 (1) × $\frac{50}{100}$	2	円
特例事業年度	個別超過控除対象額の合計額 (各連結法人の(19)の合計額)	3	超過控除対象額 (26)	4	(3) + (4) 5
・	円		円		円
・					
計					

各連結法人の個別超過控除対象額及び超過控除対象額のうち投資の額に対応する部分の金額等の計算

連結法人名					
投資額残額の計算					
投資の額の累計額	6	円	投資額残額	8	円

「5の計」欄

認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の96の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10657」
- ③ 「適用額」欄：「5の計」欄の金額

前期以前に特例の適用を受けた金額のうち当該連結法人の投資の額に対応する部分の金額の累計額 (前期以前の(9)の合計額)	7	円	個別超過控除対象額及び超過控除対象額		
特例事業年度	特例対象特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額 (別表七の二付表一「10」)	10	円	特定連結欠損金当期控除額 (当該特例事業年度の別表七の二付表一「12」と(別表七の二付表一「2」-当該特例事業年度前の別表七の二付表一「8」の合計額)のうち少ない金額) (マイナスの場合は0)	11
・			円	特定連結欠損金当期控除額の個別帰属額 (11) × $\frac{\text{別表七の二付表一「11」}}{\text{別表七の二付表一「12」}}$	12
・				(10)のうち超過控除可能額 ((10) と (別表七の二付表一「11」) のうち少ない金額) - (12) (マイナスの場合は0)	13
・				投資額残額 (8) - (当該特例事業年度前の(28))	14

特例事業年度	連結所得金額控除限度超過額 (2) - (当該特例事業年度前の(5))	15	円	個別超過控除限度額 (13) と (14) のうち少ない金額	16	円	各連結法人の個別超過控除限度額の合計額 (各連結法人の(16)の合計額)	17	円	連結所得金額控除限度超過額の個別帰属額 (15) × $\frac{(16)}{(17)}$	18	円	個別超過控除対象額 (13)、(14) と (18) のうち少ない金額	19	円
--------	--	----	---	-----------------------------------	----	---	---	----	---	---	----	---	--	----	---

特例事業年度	非特定連結欠損金に係る控除未済額 (別表七の二付表一「16」)	20	円	特例の適用がない場合の非特定連結欠損金当期控除額 ((20) と (別表七の二付表一「2」-当該特例事業年度前の別表七の二付表一「8」の合計額 - 当該特例事業年度の(11)) のうち少ない金額) (マイナスの場合は0)	21	円	(20)のうち超過控除可能額 (20) - (21)	22	円	投資額残額 (8) - (当該特例事業年度前の(28) + 当該特例事業年度の(19))	23	円	各連結法人の投資額残額の合計額 (各連結法人の(23)の合計額)	24	円
--------	------------------------------------	----	---	---	----	---	-------------------------------	----	---	---	----	---	-------------------------------------	----	---

(注) 本別表は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に終了する連結事業年度から対象となります。

特例事業年度	25	円	26	円	27	円	28	円
・								
・								
計								

別表七の二付表六

別表十(二)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域における指定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()	円
国家戦略特別区域の名称	1	特 別	所 得 金 額 仮 計 又 は 連 結 所 得 金 額 仮 計	5		
			(別表四「25の①」又は別表四の二「33の①」)			
設 立 年 月 日	2	控 除	軽 減 対 象 所 得 金 額 又 は 軽 減 対 象 連 結 所 得 金 額	6		
指定法人としての指定を受けた日	3	額 の	(5)と(6)のうち少ない金額	7		
特 定 事 業 の 内 容	4	計 算	特 別 控 除 額	8		
			$(7) \times \frac{20}{100}$			

別表十(二) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「8」欄

国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の63の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10577」
- ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額

別表十(三)

「16」又は「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十(三) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書									
準備金の名称	1		翌期繰越額の計算	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12				円
当期積立額	2			当期益金算入額	13				
積立限度額の計算	当期の指定期間の鉱物の販売による収入金額	3		5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	14				
	取引基準額	4		同上以外の場合による益金算入額(26の計)+(27の計)	15				
	$(3) \times \frac{12}{100}$			計	16				
	(3)の収入金額に係る費用等の額	5		計	17				
	(3)の収入金額に係る費用等の額	6		計					
	鉱物の販売に係る所得金額(3)-(5)			計					
租税特別措置若しくは探鉱所			貸	期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額(12)-(15)+(16)					
「16」欄				貸					
「43」欄									
当期計									
探鉱費基準額の計算									
当期に支出し当期の探鉱費用									
(29)のうち国内									
(29)のうち海外									
(30)の額を益金算入									
探鉱費基準額(29)又は(31)-(32)(マイナスの場合は0)	33			(38)-(39)					
5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	34			当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	41				
任意取崩し等の場合の益金算入額(26の計)	35			所得基準額(37)-(40)又は(37)-(40)-(41)(マイナスの場合は0)	42				
益金算入基準額(34)+(35)	36			特別控除額((33)、(36)と(42)のうち少ない金額)	43				

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合

- 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の61第1項」※1、「第68条の61第8項」※2又は「第68条の61第2項」※3
- 「区分番号」欄：「10202」※1※2又は「10465」※3
- 「適用額」欄：「16」欄の金額

※1 第68条の61第1項(区分番号：「10202」)
探鉱準備金の損金算入(※2に該当するもの以外)

※2 第68条の61第8項(区分番号：「10202」)
探鉱準備金の損金算入(適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合)

※3 第68条の61第2項(区分番号：「10465」)
海外探鉱準備金の損金算入

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合

- 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の62第1項」※1又は「第68条の62第2項」※2
- 「区分番号」欄：「10204」※1又は「10466」※2
- 「適用額」欄：「43」欄の金額

※1 第68条の62第1項(区分番号：「10204」)
新鉱床探鉱費の特別控除

※2 第68条の62第2項(区分番号：「10466」)
海外新鉱床探鉱費の特別控除

別表十(四)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十四 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算											
日本船舶・船員確保計画の認定日	1	・	認定計画に記載された計画期間	2	・	・	準日本船舶につき国土交通大臣の承認を受けた日	3	・	・	
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算											
一日当たり利益金額の計算	日本船舶の名称	4									
	日本船舶の純トン数	5	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6									
	$(6) \times \frac{1}{100} \times 120$ 円又は $(6) \times \frac{1}{100} \times 180$ 円	7	円	円	円	円	円	円	円	円	
	(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	8	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	
	$(8) \times \frac{1}{100} \times 90$ 円又は $(8) \times \frac{1}{100} \times 135$ 円	9	円	円	円	円	円	円	円	円	
	(5)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数	10	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	
	$(10) \times \frac{1}{100} \times 60$ 円又は $(10) \times \frac{1}{100} \times 90$ 円	11	円	円	円	円	円	円	円	円	
	(5)のうち25,000トン超の純トン数	12	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	
	$(12) \times \frac{1}{100} \times 30$ 円又は $(12) \times \frac{1}{100} \times 45$ 円	13	円	円	円	円	円	円	円	円	
	日本船舶の一日当たり利益金額 (7) + (9) + (11) + (13)	14									
	日本船舶の持分比率	15									
	日本船舶の稼働日数	16									
	日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14) × (15) × (16)	17	円	円	円	円	円	円	円	円	
損金算入額又は益金算入額の計算											
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (別表十(四)付表一「25」)	18						損金算入額 (18) - (19)	20		円	
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (17)の合計額	19						益金算入額 (19) - (18)	21		円	
II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算											
認定の取消日	22	・					計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)	23		円	
前金額までの合計損額の計算に算入された	事業年度又は連結事業年度		日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額	24	円	日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額	25	円	損金算入額 (24) - (25)	26	円
	・	・									
	・	・									
	・	・									
	・	・									
	・	・									
	合計										

「20」欄
 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の62の2第1項」
 ② 「区分番号」欄：「10467」
 ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額

別表十(七)

「6」、「22」又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十(七) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	事業年度又は連結事業年度	法人名	()
--	--------------	-----	-----

I 社会保険診療報酬

「6」欄

社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の99第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10468」
- ③ 「適用額」欄：「6」欄の金額

医業又は歯科医業に係る総収入金額	1				
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2				
損金算入限度額 (16) (1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3				
損金算入限度額の計算					
			損金算入額	6	
(3) - (5)					

(注) 本別表は、令和3年4月1日から「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の施行日の前日までの間に終了した連結事業年度が対象となります。
「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の施行日以後に終了する連結事業年度については、P44をご参照ください。

2,500万円					
2,500万円金額					
3,000万円金額					
4,000万円を超え5,000万円以下の金額	10				
			$(10) \times \frac{57}{100}$	15	
計 (2) (7) + (8) + (9) + (10)	11				

「22」欄

農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の101第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10368」
- ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

II 農地所有適格法人の肉用牛の売却

譲渡原価の額の計算	肉用牛の売却に係る原価の額	17			
	肉用牛の売却に係る経費の額	18			
	譲渡原価の額 (17) + (18)	19			
別控除額の計算					
			譲渡原価の額	21	
(19)					
			特別控除額	22	
(20) - (21)					

III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

基金に係る法人名	23				
「27」欄					
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合					
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の95第1項」					
② 「区分番号」欄：「10367」					
③ 「適用額」欄：「27」欄の金額					
			号	号	号
当期に支出した負担金等の額	26				
円 円 円 円 円					
同上のうち損金の額に算入した金額	27				

別表十(七)

「6」、「22」、「27」又は「31の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	法人名	()
--------------	-----	-----

別表十(七)

「6」欄 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の99第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10468」
- ③ 「適用額」欄：「6」欄の金額

医療又は歯科医療に係る経費の額	1	円
同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入額 (3) - (5)	6	

(注) 本別表は、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の施行日以後に終了する連結事業年度が対象となります。
令和3年4月1日から「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の施行日の前日までの間に終了した連結事業年度については、P43をご参照ください。

「22」欄 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の101第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10368」
- ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
譲渡原価の額 (19)	21	
特別控除額 (20) - (21)	22	

「27」欄

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の95第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10367」
- ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額

基金に係る法人名	23	
基金の告示番号		
当期に支出した負担金等の額	26	
同上のうち損金の額に算入した金額	27	

「31の計」 特定業績連動給与の損金算入に関する明細書

連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の95の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10656」
- ③ 「適用額」欄：「31の計」欄の金額

連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例を適用している場合		計
同上のうち損金の額に算入した金額	31	円

別表十の二(一)

「14」、「16」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十の二(一) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する明細書				連 事 年	結 業 度	法人名	()	円
地 区 又	措法第68条の63第1項の表の各号又は第2項の区分号(情報通信産業特別地区)	1	第1号	特 別 控 除 額	情 報 通 信 産 業 特 別 地 区	特 定 事 業 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額	13	円
			第2号				特 別 控 除 額 $((13) \text{ 又は } ((22) \times \frac{(13)}{(19))) \times \frac{40}{100}$	
「14」欄 沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の63第1項の表の第1号」 ② 「区分番号」欄：「10207」 ③ 「適用額」欄：「14」欄の金額								
結 法 人	認定法人としての認定を受けた日	3	・	控 除 額	国 際 物 流 拠 点 産 業 集 積 地 域	特 定 事 業 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額	15	円
	事業種目	4				特 別 控 除 額 $((15) \text{ 又は } ((22) \times \frac{(15)}{(19))) \times \frac{40}{100}$	16	
	(1)が第1号又は第2号	特定事業に係る個別所得金額	5				特 別 控 除 額 (各連結法人の(12)の合計)	
	各連結法人の(5)の特定事業に係る個別所得金額の合計額	6						
「16」欄 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の63第1項の表の第2号」 ② 「区分番号」欄：「10408」 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額								
け	(1) (別表四の二付表「33の①」) (マイナスの場合は0)	8	人	額 が あ る 等 の 場 合 の 計 算	軽 減 対 象 連 結 所 得 金 額 (13)+(15)+(各連結法人の(8)の合計)	19	円	
						特 定 事 業 軽 減 対 象 連 結 欠 損 金 額 の 合 計 額		20
「17」欄 沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の63第2項」 ② 「区分番号」欄：「10527」 ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額								
算 場 合	従業員割合 $\frac{(9)}{(10)}$	11		算	等 の 場 合 の 計 算	軽減対象連結欠損金額の合計額	21	円
	特別控除額の個別帰属額 $((8) \text{ 又は } ((22) \times \frac{(8)}{(19))) \times \frac{40}{100} \times (11)$	12				調 整 軽 減 対 象 連 結 所 得 金 額 (18)と((19)-(20)-(21))のうち少ない金額)	22	

別表十の二(二)

「22」、「35」、「38」、「41」又は「44」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	-------------	-----	-----

別表十の二(二) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

I 収用換地等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡資産の帳簿価額	12	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	・	同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額	13	
	収用換地等による譲渡年月日	3	・	譲渡経費の額	14	
	譲渡資産の種類	4		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	15	
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5	円	差引譲渡経費の額 (14) - (15)	16	
	同補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6		同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	17	
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7		譲渡益の額 (9) + (10) - (11) - ((12)又は(13)) - ((16)又は(17))	18	
	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8		当期前において設けた特別勘定の金額で特別控除の規定の適用を受ける金額	19	
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9		当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において特別控除の規定の適用を受けた金額	20	
	特別控除に係る	10		特別控除残額 5,000万円 - (20)	21	
同上の交換			特別控除額 ((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額	22		

P47参照

II 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	23		特定場合の土地の特別控除額	33	円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	24	()	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	34	
取得した対価の額	25	円	特別控除残額 2,000万円 - (33)	35	
交換取得資産の価額	26		特別控除額 (32)と(34)のうち少ない金額	36	
交換取得資産につき支払った交換差金の額	27		当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	37	
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	28		特別控除残額 1,500万円 - (36)	38	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	29	特別控除額 (32)と(37)のうち少ない金額	39	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	30	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	40	
	差引譲渡経費の額 (29) - (30)	31	特別控除残額 800万円 - (39)	41	
譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32		特別控除額 (32)と(40)のうち少ない金額	42	
			当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	43	
			特別控除残額 1,000万円 - (42)	44	

III 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

各連結法人における計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額 (22) + (35) + (38) + (41) + (44)	45	円	各連結法人の合計額の計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(45)の合計)	48	円
	個別連結法人帰属損金不算入額 ((48) - (51)) × (45) / (48)	46			当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期前の連結事業年度において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額	49	
	特別控除額の個別帰属額 (45) - (46)	47			特別控除残額 5,000万円 - (49)	50	
					特別控除額 ((48)と(50)のうち少ない金額)	51	

別表十の二(二)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用換地等の場合の連結所得の特別控除	「第68条の73第1項」、「第68条の73第2項」若しくは「第68条の73第7項」又は「租税特別措置法施行令第39条の101第5項」	10215	「22」欄の金額

「35」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の74第1項	10216	「35」欄の金額

「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の75第1項	10351	「38」欄の金額

「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の76第1項	10218	「41」欄の金額

「44」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	第68条の76の2第1項	10219	「44」欄の金額

別表十の二(三)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	法人名	()
当 期	連 結 欠 損 金 個 別 帰 属 額 の 翌 期 繰 越 額 (7) - (8)	9
調 整	個 別 所 得 金 額 (2) - (3) - (4) - (5) - (6) - (9) (マイナスの場合は0)	10
結 算	連 結 所 得 金 額 仮 計 基 準 額 (別表四の二「48の①」+「49の①」+「50の①」+「51の①」+「52の①」-「35の①」)	11
所 得 個 別	翌 期 繰 越 連 結 欠 損 金 額 (別表七の二「1の計」-「3の計」)	12
基 準 額 限 度	調 整 連 結 所 得 金 額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13
の 計 算	連 結 親 法 人 及 び そ の 各 連 結 子 法 人 の 調 整 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額	14
計 算	調 整 個 別 所 得 金 額 限 度 額 $(13) \times \frac{(10)}{(14)}$	15
計 算	当 期 連 結 所 得 個 別 基 準 額 (10) と (15) の うち 少 ない 金 額 (125億円を超える場合は125億円)	16
計 算	当 期 特 別 勘 定 繰 入 額 の うち 損 金 算 入 額 (1) と (16) の うち 少 ない 金 額	17
当 期 益 金 算 入 額 の 計 算		
18	特 定 株 式 に つ き 経 済 産 業 大 臣 に よ る 証 明 書 が 交 付 さ れ ない 場 合 の 益 金 算 入 額 (別表十の二(三)付表「13」の合計)	20
19	同 上 以 外 の 場 合 の 益 金 算 入 額 (別表十の二(三)付表「14」の合計)	

「17」欄

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の98第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10639」
- ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額

別表十の二(三) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	法人名			
特 定 法 人 の 名 称 等		1	(第 号該当法人)	円		
本店又は主たる事務所の所在地		2	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首海外投資等損失準備金の金額	12	
資源開発投資法人等の認定		3		第 号	当期5年経過後5年間 均等益金算入額 (25の計)	13
特定株式等の認定		4		第 号	同上以外の場合による 益金算入額 (26の計)	14
当期積立額		5		円	計 (13)+(14)	15
当期積立額のうち損金算入額		6		円	当期積立額のうち損金算入額 (5)-(11)	16
積立 限度 額の 計算	当期において取得した 特定株式等の取得年月日	7	円	期末海外投資等 損失準備金の金額 (12)-(15)+(16)	17	
	(6)の特定株式等のうち 期末に有するものの取得価額	8	円	貸借対照表に計上されている 海外投資等損失準備金	18	
	同上の $\frac{20}{100}$ 又は $\frac{50}{100}$ 相当額	9	円	差 (18)-(17)		
	取得年度に特定株式等の 帳簿価額を減額した金額	10	円	当期分 貸借対照表の取崩不足額 (15)-((5)-((18)-前期の(18)))	20	
	積立限度額 (8)-(9)	11	円	当期分 当期に生じた差額の合計額 (11)+(20)	21	
積立限度超過額 (5)-(10)	12	円	前 期 分 以 前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(19))	22		
益 金 算 入 額 の 計 算						
積立事業年度	当初の積立額のうち 損金算入額	23	円	期首現在の 準備金の額	24	
	5年経過後5年間 均等益金算入による 場合 (23) \times $\frac{60}{60}$	25	円	当期益金算入額 (25)以外の場合	26	
翌期繰越額 (24)-(25)-(26)	27	円				
から5年を経過した 日の翌日の	・ ・ ・ ・ ・ ・					
から5年を経過しない 日の	・ ・ ・ ・ ・ ・					
当期分						
計			円	円	円	

P50参照

別表十二(一) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第1号)	10187	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第2号)	10188	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第3号)	10189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第4号)	10190	

※ 「第68条の43第8項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

別表十二(二)

「14」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名
----------------------	---	---	-----

別表十二(二)

特 定 法 人 の 名 称	1		翌	期首中小企業事業再編投資損失準備金の金額	10	円
経 営 力 向 上 計 画 の 認 定 を 受 け た 日	2	・	期	当 5年経過後5年間均等益金算入額 (23の計)	11	
当 期 積 立 額	3		繰	同 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額 (24の計)	12	
			越	計 (11) + (12)	13	
積 立 限 度	4	・	の	当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額 (3) - (9)	14	
	5		計	期 末 中 小 企 業 事 業 再 編 投 資 損 失 準 備 金 の 金 額 (10) - (13) + (14)	15	
積 立 限 度 額	6	$(5) \times \frac{70}{100}$	算	貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 中 小 企 業 事 業 再 編 投 資 損 失 準 備 金	16	
の 計 算	7	取得年度に特定株式等の帳簿価額を減額した金額	の			
積 立 限 度 額	8	(6) - (7)	明			
積 立 限 度 超 過 額	9	(3) - (8)	細	前 前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(17))	20	

「14」欄

- 中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入を適用している場合
- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の44第1項」
 - ② 「区分番号」欄：「10655」
 - ③ 「適用額」欄：「14」欄の金額

益 金 算 入 額 の 計 算					
積 立 事 業 年 度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当 期 益 金 算 入 額		翌 期 繰 越 額 (22) - (23) - (24)
			5年経過後5年間均等益金算入による場合 (21) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$	(23) 以外の場合	
	21	22	23	24	25
積 立 事 業 年 度 終 了 し た 日 の 翌 日	円	円	円	円	円
積 立 事 業 年 度 終 了 し ず に 終 結 事 業 年 度 終 了 し た 日 の 翌 日					
当 期 分					
計		円	円	円	

(注) 本別表は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に終了する連結事業年度から対象となります。

別表十二(六)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	:	:	法人名	()
特定廃棄物最終処分場の所在地	1	翌期	期首特定災害防止準備金の金額		7	円
			当期	維持管理積立金の取戻しをした場合の益金算入額		8
特定廃棄物最終処分場の名称	2	繰越	益金		9	
			同上以外の場合による益金算入額			
		額入	計		10	
			(8) + (9)			
当期準備金積立額	3	算	当期準備金積立額のうち損金算入額		11	
			(3) - (6)			
		貸借対照表の金額との差額の明細	期末特定災害防止準備金の金額		12	
			(7) - (10) + (11)			
積立限度額の計算	当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額	貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金		13	
	積立限度額	前期分	差引		14	
	(4) × $\frac{60}{100}$		(13) - (12)			
	積立限度超過額	前期分	貸借対照表の取崩不足額		15	
	(3) - (5)		(10) - (3) - ((13) - 前期の(13))			
		前期分	当期に生じた差額の合計額		16	
			(6) + (15)			
		前期分	前期末における差額		17	
		前期分	(前期の(14))			

別表十二(六) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「11」欄

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の46第1項」※1又は「第68条の46第6項」※2
- ② 「区分番号」欄：「10193」
- ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(八)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

特定原子力発電施設の名称	1		翌	期首原子力発電施設解体準備金の金額	18		
積立期間	2	. . .		期 当 期 繰 上 算 入 額 の 計 算	解体費用を支出した場合の益金算入額	19	
当期積立額	3		繰上算入額		20		
積立限度額	当期末の解体費用見積額	4	繰上算入額		21		
	累積限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5	繰上算入額		22		
前期以前積立限度額の計算	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6	繰上算入額		23		
	前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7	繰上算入額		24		
前期以前の累積限度超過取崩額の計算	前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	8	繰上算入額		25		
	計 (6) + (7) - (8)	9	繰上算入額		26		
積立限度額	積立限度額 $((5) - ((9) \times \frac{90}{100})) \times \frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10	繰上算入額		27		
積立限度超過額	積立限度超過額 (3) - (10)	11	繰上算入額		28		
累積限度超過額	累積限度基準額 (5)	12	繰上算入額	29			
	前期以前の損金算入額 (前期以前の(23)の合計)	13	繰上算入額	30			
前期以前の超過額の計算	前期以前の超過額の合計額 (前期末までの(17)の合計)	14	繰上算入額	31			
	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	15	繰上算入額	32			
当期累積限度超過額	当期累積限度超過額 (16) - (12)	16	繰上算入額	33			
前期以前の差額の明細			前期以前の差額の明細	34			
当期に生じた差額の合計額			当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)	28			
前期末における差額			前期末における差額 (前期の(26))	29			

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の54第1項」※1又は「第68条の54第8項」※2
 ② 「区分番号」欄：「10196」
 ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額
 ※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(八) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(九)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(九) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()	円
特定原子力施設の名称	1					
当期準備金積立額	2					円
積立限度額 (当期中に原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積み立てた廃炉等積立金の金額)	3					
積立限度超過額 (2) - (3) (マイナスの場合は0)	4					
期首特定原子力施設炉心等除去準備金の金額	5					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「9」欄</p> <p>特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の54の2第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10597」</p> <p>③ 「適用額」欄：「9」欄の金額</p> </div>						
越算額	7					
同上以外の場合による 益金算入額	7					
計 (6) + (7)	8					
当期準備金積立額のうち 損金算入額 (2) - (4)	9					
期末特定原子力施設炉心等 除去準備金の金額 (5) - (8) + (9)	10					
<p>貸借対照表の取崩不足額 (8) - ((2) - ((11) - 前期の(11)))</p>						
<p>差引 (11) - (10)</p>						
<p>当期に生じた差額の合計額 (4) + (13)</p>						
<p>前期末における差額 (前期の(12))</p>						

別表十二(十)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
保 險 等 の 種 類	1					合 計
異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円
当期異常災害損失等の補填額	3					
同上以外の場合による益金算入額	4					
計	5					
(3) + (4)						
10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額	6					
(2) - (5)						
当 期 積 立 額	7					
正味収入保険料等	8					
積 立 率	9	()	()	()	()	()
積 立 限 度 額	10	円	円	円	円	円
(8) × (9)						
差引積立限度超過額	11					円
(7) - (10)						
10年洗替前の異常危険準備金の金額	12					
「7」欄						
保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の55第1項」※1又は「第68条の55第13項」※2 ② 「区分番号」欄：「10197」 ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額(「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額) ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合						
の	・	・	期分	18		
内	・	・	「7」欄			
訳	・	・	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の56第1項」※1又は「第68条の56第9項」※2 ② 「区分番号」欄：「10198」 ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額(「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)			
当 期	・	・	※1 ※2に該当するもの以外 ※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合			
積立後の10年を経過した	(8) ×	100				
準備金の益金算入額	((12) - (24)) の金額	25				
限度超過額合計	(11) + (26)	27				
期末異常危険準備金の金額	(6) + (7) - (27)	28				
貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29					
差 引	(29) - (28)	30				
当期	貸借対照表の取崩不足額	31				
分	((5) + (26)) - ((7) - ((29) - 前期の(29)))					
前	当期に生じた差額の合計額	32				
期	(11) + (31)					
明細	前期末における差額	33				
以	(前期の(30))					

別表十二(十) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(十一)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名		
新関西国際空港株式会社に対し空港用地を貸し付けた日	1	平		期首関西国際空港用地整備準備金の金額	16
当期積立額	2			均等益金算入額の計算	17
(2)のうち損金経理による積立額	3			均等益金算入額	18
(2)のうち剰余金の処分による積立額	4			同上以外の場合による利益金算入額	19
空港用地取得価額の算	5			計	20
空港用地取得価額基準額	6			当期積立額のうち損金算入額	21
指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額(別表四「41の①」又は(別表四の二「48の①」+「49の①」+「50の①」+「51の①」)	7			期末関西国際空港用地整備準備金の金額	22
新関空会社所得金額	8			貸借対照表に計上されている関西国際空港用地整備準備金	23
新関空会社欠損金額	9			差引	24
(((7)+(8))又は((7)-(9)))× $\frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10			貸借対照表の取崩不足額((23)-前期の(23))	25
所得基準額(7)-(10)	11			度超過額-(14)	26
「15」欄				当期に生じた差額の合計額(25)+(26)	27
関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合				前期末における差額(前期の(24))	28
① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の57第1項」					
② 「区分番号」欄: 「10404」					
③ 「適用額」欄: 「15」欄の金額					
積立限度額((6)、(11)と(13)のうち少ない金額)	14				
当期積立額のうち損金算入額((2)と(14)のうち少ない金額)	15				

別表十二(十一) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(十二)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

当期積立額		1	円	翌期	中部国際空港整備準備金の金額	11	円
(1)の内訳	(1)のうち損金経理による積立額	2		繰越金	均等益金算入額	12	
	(1)のうち剰余金の処分による積立額	3			均等益金算入額の計算 (12) × —	13	
	空港用地取得の積立限度額	4		算入の額	同上以外の場合による益金算入額	14	
積立限度額の算	5		計 (13) + (14)		15		
積立限度額	積立限度基準額 (平成25年4月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時ににおける中部国際空港用地の帳簿価額)	4		計	当期積立額のうち損金算入額 (10)	16	
	積立限度基準額 (4) × $\frac{1}{10}$	5			期末中部国際空港整備準備金の金額 (11) - (15) + (16)	17	
積立限度額	積立限度基準額残額 (4) - ((11) - (14))	6		貸借対照表	貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18	
	所得基礎	7			差引 (18) - (17)	19	
「10」欄				貸借対照表	借対照表の取崩不足額 (19) - ((1) - ((18) - 前期の(18)))	20	
中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合					立限度超過額 (1) - (9)	21	
積立限度額の算	積立限度額 (5)、(6)と(8)のうち少ない金額	9		差額の明細	当期に生じた差額の合計額 (20) + (21)	22	
	当期積立額のうち損金算入額 (1)と(9)のうち少ない金額	10			前期末における差額 (前期の(19))	23	

別表十二(十二) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(十三)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別修繕準備金の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	法人名		
資産の種類及び名称	1				合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	・	・	・	
期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円
当期特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4				
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額)	5				
(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6				
計 (4)+(5)+(6)	7				
差引特別修繕準備金の金額 (3)-(7)	8				
当期積立額	9				
前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10				
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11				
(11)-(8) (マイナスの場合は0)	12				
当期の月数 60又は72	13	—	—	—	—
(11)×(13)	14	円	円	円	円
積立限度額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15				
積立限度超過額 (9)-(15)	16				円
期末特別修繕準備金の金額 (8)+(9)-(16)	17				
貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「9」欄</p> <p>特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の58第1項」※1又は「第68条の58第9項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10379」</p> <p>③ 「適用額」欄：「9」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p> </div>					
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 (23)× $\frac{\text{当期の月数}}{60}$	24				
平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算					
当期益金算入額の計算	25	平成	・		円
平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	25				
同上の日における特別修繕準備金の金額	26				円
当期の月数 120	27				
10年平均等取崩金額 (26)×(27)	28				円
同上以外の場合による益金算入額	29				
当期益金算入額 ((28)+(29))と(31)のうち少ない金額)	30				
期首特別修繕準備金の金額	31				円
当期益金算入額 (30)	32				
期末特別修繕準備金の金額 (31)-(32)	33				
貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	34				
差引 (34)-(33)	35				
当期積立額	36				
貸借対照表の取崩不足額 (30)-((36)-((34)-前期の(34)))	37				
計 (36)+(37)	38				
前期末における差額 (前期の(35))	39				

別表十二(十三) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(十四)

「10」又は「43の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十二(十四) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書																																													
認定計画等の種類	1				期首農業経営基盤強化準備金の金額	11			円																																				
交付金等の該当号	2	第	号	円	翌期繰越額の計算	当期繰越額	5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	12																																					
						同上以外の場合による益金算入額(26の計)+(27の計)	13																																						
交付金等の額	3				計		(12)+(13)	14																																					
当期積立額	4				当期積立額のうち損金算入額(10)	15																																							
(4)の内訳	(4)のうち損金経理による積立額	5			貸借対照表の金額との差額の明細	前期期末における差額(前期の(18))	16																																						
						貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金差引	17																																						
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	7			当期分	貸借対照表の取崩不足額(14)-((4)-((17)-前期の(17)))	18																																						
						積立限度超過額(4)-(9)	19																																						
積立限度額	所得基準額(別表四「41の①」-(12)-別表四「27の①」)又は(別表四の二附表「48の①」-(12)-別表四の二附表「35の①」)	8			前期分	当期に生じた差額の合計額(19)+(20)	20																																						
						積立限度額((7)と(8)のうち少ない金額)	9																																						
当期積立額のうち損金算入額((4)と(9)のうち少ない金額)	10				前期分	前期期末における差額(前期の(18))	21																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">益金算入額の計算</th> <th colspan="3">翌期繰越額の計算</th> </tr> <tr> <th>当</th> <th>期</th> <th>分</th> <th>当</th> <th>期</th> <th>分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期現在の積立額</td> <td>26</td> <td>円</td> <td>当期益金算入額(25)及び(26)以外の場合</td> <td>27</td> <td>円</td> <td>28</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>当期分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>										益金算入額の計算			翌期繰越額の計算			当	期	分	当	期	分	初期現在の積立額	26	円	当期益金算入額(25)及び(26)以外の場合	27	円	28	円	当期分								計		円			円		円
益金算入額の計算			翌期繰越額の計算																																										
当	期	分	当	期	分																																								
初期現在の積立額	26	円	当期益金算入額(25)及び(26)以外の場合	27	円	28	円																																						
当期分																																													
計		円			円		円																																						

「10」欄

農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の64第1項」
- ② 「区分番号」欄: 「10347」
- ③ 「適用額」欄: 「10」欄の金額

「43の計」欄

農用地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の65第1項」
- ② 「区分番号」欄: 「10348」
- ③ 「適用額」欄: 「43の計」欄の金額

II 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書									
取得資産の明細	農用地等の種類	29							計
	取得年月日	30	・	・	・	・	・	・	
	農用地等の取得価額	31			円		円		円
(32)の内訳	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	32							
	(32)のうち損金経理による金額	33							
圧縮限度額の計算	(32)のうち剰余金の処分による金額	34							
	準備金等益金算入基準額(5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入(25の計)任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入(26の計))	35							
所得基準額	(3)のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の計	36							
	所得基準額(別表四「41の①」-(10)-(12)-別表四「27の①」)又は(別表四の二附表「48の①」-(10)-(12)-別表四の二附表「35の①」)	37							
取得価額	取得価額基準額(31)-1円	38	①	円	②	円	③	円	①+②+③
	圧縮限度額((38)、(39)と(40)のうち少ない金額)	39							
個別資産の圧縮限度額	個別資産の圧縮限度額	40							
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額((32)と(42)のうち少ない金額)	41							
計	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額((32)と(42)のうち少ない金額)	42							
計		43							④+⑤+⑥ 円

別表十三(四)

「25」、「29」又は「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

取用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 法人名 ()

別表十三(四) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1	代替資産について帳簿価額の減額等をした場合	特別勘定を設けた場合	取得した代替資産の種類	24		
	取用換地等による譲渡年月日	2			代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	25	円	
	譲渡資産の種類	3			圧縮限度額	26		
	譲渡資産の取用換地等のあった部分の帳簿価額	4			円	代替資産の取得のため(21)又は(21)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	26	
	取得した対価補償金及び清算金の額	5				圧縮限度額	27	
	同上以外の補償金の額	6				計算	(26) × (23)	
	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6				圧縮限度超過額	28	
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7				計算	(25) - (27)	
	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8				特別勘定に経理した金額	29	
	取得した補償金等の額	9				繰入限度額	30	
	保留地の対価の額	10				特別勘定の対象となり得る金額	30	
	交換取得資産の価額	11				繰入限度額	31	
	譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額			12	繰入限度超過額	32	
		譲渡経費に充てた交付を受けた			13	繰入限度超過額	32	
		差引譲渡経費			14	繰入限度超過額	32	
		補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額			15	翌期繰越額	33	
		計算			(14) × $\frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	繰越額	34	
		交換取得資産に係る譲渡経費の額			16	繰越額	35	
	帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額			17	計算	当期中に益金の額に算入すべき金額	35
		計算			(4) × $\frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	計算	期末特別勘定残額	36
	差益割合の計算	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額			18	繰入限度超過額	32	
		取得した補償金等の額			19	繰入限度超過額	32	
		同上に係る譲渡経費の額			20	繰入限度超過額	32	
差引補償金等の額		21	繰入限度超過額	32				
補償金等の額に対応する帳簿価額		22	繰入限度超過額	32				
計算		(4) × $\frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	繰入限度超過額	32				
差益割合の計算	差益割合	23	繰入限度超過額	32				
	計算	$\frac{(21) - (22)}{(21)}$	繰入限度超過額	32				
	交換取得資産の種類	37	繰入限度超過額	32				
	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	38	繰入限度超過額	32				
	円		繰入限度超過額	32				
圧縮限度額の計算	交換取得資産の価額	39	繰入限度超過額	32				
	交換取得資産の帳簿価額	40	繰入限度超過額	32				
	交換取得資産につき支払った交換差金の額	41	繰入限度超過額	32				
	交換取得資産に係る譲渡経費の額	42	繰入限度超過額	32				
	計	43	繰入限度超過額	32				
圧縮限度額	44		繰入限度超過額	32				
圧縮限度超過額	45		繰入限度超過額	32				

P61参照

別表十三(四)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第68条の70第1項」又は「第68条の70第7項」	10349	「25」欄の金額 （「27」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額）
	「第68条の71第8項において準用する第68条の70第1項」又は「第68条の71第9項において準用する第68条の70第7項」	10528	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第68条の72第3項において準用する第68条の70第1項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の70第7項」	10529	
	「第68条の72第3項において準用する第68条の71第8項において準用する第68条の70第1項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の71第9項において準用する第68条の70第7項」	10531	

※ 「第68条の70第7項」、「第68条の71第9項において準用する第68条の70第7項」、「第68条の72第3項において準用する第68条の70第7項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の71第9項において準用する第68条の70第7項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「10528」及び「10531」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第68条の71第1項」又は「第68条の71第3項」	10350	「29」欄の金額 （「31」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額）
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第68条の72第3項において準用する第68条の71第1項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の71第3項」	10530	

※ 「第68条の71第3項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の71第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第68条の72第1項」又は「第68条の72第5項」	10214	「38」欄の金額 （「44」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額）

※ 「第68条の72第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(五)

「21」又は「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名		
		号該当)	・	・	()	
譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1					譲渡の日を含む事業年度
	同上の資産の取得年月日	2	・	・	・	・	・
	譲渡した資産の所在地	3					計
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡年月日	5	・	・	・	・	
	対価の額	6	円	円	円	円	円
	帳簿価額	7					
	譲渡に要した経費の額	8					
	計 (7) + (8)	9					
差益割合	10						
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11					
	取得した買換資産の所在地	12					
	取得年月日	13	・	・	・	・	
	買換資産の取得価額	14	円	円	円	円	円
	事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15	・	・	・	・	
	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16	・	・	・	・	
	(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17	・	・	・	・	
	取得した土地等の面積	18	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19					
取得価額	20	円	円	円	円	円	
計算 (14) × (18) ÷ (19)	20						
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21					
	買換資産の取得のための(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22					
	圧縮基礎取得価額 (14)又は(20)と(22)のうち少ない金額	23					
	買前の縮換に基礎取得がさ場得前合価期たの額	24					
	前期末の取得価額	24					
	前期末の帳簿価額	25					
	圧縮基礎取得価額 (23) × (25) ÷ (24)	26					
	圧縮限度額 (23)又は(26) × (10) × (80、70又は75) ÷ 100	27					
圧縮限度超過額 (21) - (27)	28						
対価の額の残額の計算	対価の額の合計額 (6の計)	29	円				円
	同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額	30					
	特別勘定の対象となり得る金額 (29) - (30)	31					
	特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額 (36)と(38)のうち少ない金額 ÷ (80、70又は75) ÷ 100	36					
	繰入限度額 (37) × (10) × (80、70又は75) ÷ 100	37					
	繰入限度超過額 (36) - (38)	38					
	翌期繰越額の計算 当初の特別勘定の金額 (36) - (39)	39					
同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	40						
当期中において買換資産の取得に充てた金額	41						
翌期へ繰り越す対価の額の合計額 (32) - (33) - (34)	42						
期末特別勘定残額 (40) - (41) - (42)	43						
その他参考となる事項							

別表十三(五) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

P63参照

P64参照

別表十三(五)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第68条の78第1項」、「第68条の78第9項」又は「第68条の80」	10352	「21」欄の金額 (「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		10532	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		10533	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第3号該当)		10356	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え (第4号該当)		10405	
日本船舶から日本船舶への買換え (第5号該当)		10357	
過疎地域の外から内への買換え (令和3年旧措置法第3号該当)	「令和3年旧措置法第68条の78第1項」、「令和3年旧措置法第68条の78第9項」又は「令和3年旧措置法第68条の80」	10534	
防災再開発促進地区のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (令和3年旧措置法第5号該当)		10234	
特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え	「第68条の79第8項において準用する第68条の78第1項」若しくは「第68条の79第9項において準用する第68条の78第9項」若しくは「第68条の80」又は「平成29年旧措置法第68条の79第8項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「平成29年旧措置法第68条の79第9項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第9項」若しくは「平成29年旧措置法第68条の80」	10540	

※ 「第68条の78第9項」、「令和3年旧措置法第68条の78第9項」、「第68条の79第9項において準用する第68条の78第9項」又は「平成29年旧措置法第68条の79第9項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第68条の80」、「令和3年旧措置法第68条の80」又は「平成29年旧措置法第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「10540」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換資産を取得した場合が該当します。

「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第68条の79第1項」、「第68条の79第3項」又は「第68条の80」	10358	「36」欄の金額 (「38」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		10536	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		10537	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第3号該当)		10362	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え (第4号該当)		10406	
日本船舶から日本船舶への買換え (第5号該当)		10363	
過疎地域の外から内への買換え (令和3年旧措置法第3号該当)	「令和3年旧措置法第68条の79第1項」、「令和3年旧措置法第68条の79第3項」又は「令和3年旧措置法第68条の80」	10538	
防災再開発促進地区のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (令和3年旧措置法第5号該当)		10253	

※ 「第68条の79第3項」又は「令和3年旧措置法第68条の79第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第68条の80」又は「令和3年旧措置法第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(六)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名		
交換分合計画が公告された日	1	・	・	円	
譲渡した資産の種類	2				
<p>「13」欄</p> <p>特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の81第1項」※1又は「第68条の81第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10258」</p> <p>③ 「適用額」欄：「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>					
渡 資 産 の 前 の 帳 簿	譲渡した土地等の面積	5	平方メートル	取得資産の帳簿価額を圧縮した金額	13
	譲渡した土地等の面積	5	平方メートル	取得資産の帳簿価額に 対する帳簿価額	14
	譲渡した土地等の面積	5	平方メートル	取得資産の帳簿価額を 圧縮した金額	15
	譲渡した土地等の面積	5	平方メートル	取得資産の帳簿価額を 圧縮した金額	16
	譲渡した土地等の面積	5	平方メートル	取得資産の帳簿価額を 圧縮した金額	17
	譲渡した土地等の面積	5	平方メートル	取得資産の帳簿価額を 圧縮した金額	18
	譲渡した土地等の面積	5	平方メートル	取得資産の帳簿価額を 圧縮した金額	19
	譲渡した土地等の面積	5	平方メートル	取得資産の帳簿価額を 圧縮した金額	20
譲渡した土地等の面積	5	平方メートル	取得資産の帳簿価額を 圧縮した金額	21	
<p>「20」欄</p> <p>特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の81第1項」※1又は「第68条の81第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10258」</p> <p>③ 「適用額」欄：「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>					
取得資産の価額	11		円	取得資産の帳簿価額を 圧縮した金額	24
取得した土地等の面積	12	平方メートル		取得資産の帳簿価額を 圧縮した金額	25
取得した土地等の面積	12	平方メートル		取得資産の帳簿価額を 圧縮した金額	26

別表十三(六) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三(七)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

交換の年月日	1 . . .	交換取得資産	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13	
		譲渡直前の帳簿価額			

「13」欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換取得資産のみを取得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の84第1項」※1又は「第68条の84第4項」※2
- ② 「区分番号」欄：「10263」
- ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

渡 資 産 の 直 前 の 帳 簿	譲渡した所有隣接土地等の面積	5	平方メートル	交換取得資産の価額に 対する帳簿価額 $(14) \times \frac{(15)}{(15)+(16)}$	17
	譲渡帳簿価額	6	円	圧縮限度額 $(15) - (17)$	18
	譲渡に要した経費の額	7		圧縮限度超過額 $(13) - (18)$	19
	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額				20

「20」欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の84第1項」※1又は「第68条の84第4項」※2
- ② 「区分番号」欄：「10263」
- ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

資 産 の 明 細	取得資産の価額	11	円	交換取得資産の価額	
	取得した土地等の面積	12	平方メートル	圧縮限度額 $(21) - (24)$	25
				圧縮限度超過額 $(20) - (25)$	26

別表十三(七) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三(八)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十三(八) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の 圧縮額の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	法人名				
先 行 取 得 土 地 等 の 明 細							
		平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等		
先行取得土地等の取得年月日	1	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取得の日を含む事業年度 又は連結事業年度	2	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
届出書の提出年月日	3	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
先行取得土地等の所在地	4						
先行取得土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
先行取得土地等の取得価額	6	円	円	円	円	円	円
前期までに損金算入された積立金計上額	7						
差引取得価額 (6) - (7)	8						
譲 渡 土 地 等 の 明 細							
譲渡土地等の譲渡年月日	9		計
譲渡土地等の所在地	10						
対 譲渡利益金額の計算 譲渡直前の帳簿価額の計算	「17」欄	<p>平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の85第1項」※1又は「第68条の85第7項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10264」</p> <p>③ 「適用額」欄：「17」欄の金額(「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>					
譲渡利益金額 (11) - (14)	15						
		度 額 の 計 算					
		①	②	③	④	⑤	
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける 先行取得土地等の差引取得価額	16	円	円	円	円	円	円
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、 又は積立金として積み立てた金額	17						
圧縮 限度 額の 計算	((15)の計) × (80%又は60%)	18					
(18)のうち適用済みの金額	19		(21)の①	(21)の①+②	(21)の①+②+③	(21)の①+②+③+④	
(18) - (19)	20						
個別土地等の圧縮限度額 (16)と(20)のうち少ない金額	21						
圧縮限度超過額 (17) - (21)	22						

別表十三(九)
「5」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名		
賦課金の額	1	円		試験研究用資産の帳簿価額を減額した金額	5
同上的うち既に試験研究用資産の取得等に充てた金額	2			圧縮の(3)のうち固定資産の取得等に充てた金額	6
差引賦課金の額 (1) - (2)	3			限額の圧縮限度額 (6)又は(6) - 1円	7
取得した試験研究用資産の種類	4			圧縮限度超過額 (5) - (7)	8

「5」欄

技術研究組合の連結所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の94第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10366」
- ③ 「適用額」欄：「5」欄の金額(「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

別表十三(十)

「8」、「13」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

助成金等の名称	1		告示年月日	4	. . .
助成金を交付した者	2		告示番号	5	第号
助成金の交付を受けた年月日	3	. . .	交付を受けた助成金の額	6	円
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算					
帳簿価額の減額等をした場合			特別勘定を設けた場合		
減価償却資産の減価補填費に対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17	円
	減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8		繰入限度額 (12) - (14)	18
損金不算入額 (8) - (7)	9		繰入限度超過額 (17) - (18)		19
転廃業助成金の額	10			翌期の繰越額	P70参照
減価償却資産の帳簿価額及び取壊し等に要する経費の額	11				
差引転廃業助成金の額 (10) - (11)	12		繰越額の計算	21	22
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13				
固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14		当期中に益金の額に算入すべき金額	22	23
圧縮限度額の計算	15				
圧縮限度超過額 (13) - (15)	16		期末特別勘定残額 (20) - (21) - (22)	23	

別表十三(十) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三(十)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (減価補填金により帳簿価額の減額をした場合)	第68条の102第1項	10271	「8」欄の金額 (「7」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (転廃業助成金の交付を受けたことにより帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合)	「第68条の102第2項」又は「第68条の102第3項」	10272	「13」欄の金額 (「15」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)
	「第68条の102第10項において準用する第68条の102第2項」又は「第68条の102第11項において準用する第68条の102第3項」	10542	

※ 区分番号「10272」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 区分番号「10542」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 「第68条の102第3項」及び「第68条の102第11項において準用する第68条の102第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (特別勘定を設けた場合)	「第68条の102第4項」又は「第68条の102第6項」	10273	「17」欄の金額 (「18」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)

※ 「第68条の102第6項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十四(五)

「18」欄に「換地処分等」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十四(五) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲受法人名	1						計
譲渡損益調整資産の種類	2						
譲渡年月日	3	
譲渡収益の額	4	円	円	円	円	円	
譲渡原価の額	5						
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6						
圧縮記帳等による損金算入額	7						
譲渡利益額							
<p>「18」欄</p> <p>換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(譲渡損益調整資産に係る措置)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の72第10項」</p> <p>② 「区分番号」欄: 「10565」</p> <p>③ 「適用額」欄: 「18」欄の「その他()」の空欄に「換地処分等」と記載した資産の「14」欄の金額</p>							
譲渡損益調整前	12						
当期益金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(21)又は(25)の金額〕	13						
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12)-(13)	14						
譲渡損益調整後	15						
当期損金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(22)又は(26)の金額〕	16						
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15)-(16)	17						
当期に譲渡法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	
簡便法により当期損益計算する場合は	減価償却資産	19	月	月	月	月	
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20					
	当期益金算入額 (8) × (20)/(19)	21	円	円	円	円	
	当期損金算入額 (10) × (20)/(19)	22					
	繰延資産	23	月	月	月	月	
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24					
当期益金算入額 (8) × (24)/(23)	25	円	円	円	円		
当期損金算入額 (10) × (24)/(23)	26						

別表十四の二

「26」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・	・	法人名
-------------	---	---	-----

一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額	支 出 した 寄 附 金 の 指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (25 の 計)	1	円	特 定 寄 附 金 算 入 限 度 額	寄 附 金 支 出 前 連 結 所 得 金 額 の $\frac{6.25}{100}$ 相 当 額	14	円
	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 する 寄 附 金 額 (26 の 計)	2		公 益 寄 附 金 算 入 限 度 額	$(8) \times \frac{6.25}{100}$		
	そ の 他 の 寄 附 金 額	3		増 進 法 人 特 別 計 算 額	連 結 親 法 人 の 期 末 の 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額 の 月 数 換 算 額 の $\frac{3.75}{1,000}$ 相 当 額	15	
	計 (1) + (2) + (3)	4		法 人 特 別 計 算 額	$(11) \times \frac{3.75}{1,000}$		
	完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 する 寄 附 金 額	5		損 算 額	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 する 寄 附 金 の 特 別 損 金 算 入 限 度 額	16	
	計 (4) + (5)	6			$((14) + (15)) \times \frac{1}{2}$		
	連 結 所 得 金 額 仮 計 (別 表 四 の 二 「33 の ①」 + 「34 の ①」)	7			特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 する 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 ((2) と ((14) 又 は (16)) の うち 少 ない 金 額)	17	
	「26」欄 支 出 前 連 結 所 得 金 額 (6) + (7)	8			指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (1)	18	
				国 外 関 連 者 に 対 する 寄 附 金 額	19		

認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例(認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の96第1項」※1※2

② 「区分番号」欄: 「10381」※1又は「10407」※2

③ 「適用額」欄: 「26」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、認定特定非営利活動法人※1又は特例認定特定非営利活動法人※2が記載されているものの合計額

※1 第68条の96第1項(区分番号: 「10381」)
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の場合

※2 第68条の96第1項(区分番号: 「10407」)
特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金の場合

計			
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細			
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称
			寄附金額又は支出金額 26
			円
計			

その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細			
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称
			支出金額
			円

個 別 帰 属 額 の 計 算			
連 結 法 人 名			
当 該 連 結 法 人 が 支 出 した 寄 附 金	指 定 寄 附 金 等 の 金 額	27	円
	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 する 寄 附 金 額	28	
	そ の 他 の 寄 附 金 額	29	
	計 (27) + (28) + (29)	30	
	国 外 関 連 者 に 対 する 寄 附 金 額	31	
	(30) の 寄 附 金 額 の うち 同 上 の 寄 附 金 以 外 の 寄 附 金 額 (30) - (31)	32	
完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 する 寄 附 金 額	33		
			(17) の うち 当 該 連 結 法 人 が 支 出 した 特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 する 寄 附 金 額 に 係 る 部 分 に 相 当 す る 金 額
			$(17) \times \frac{(28)}{(2)}$
			損 金 不 算 入 額 (21) の うち 当 該 連 結 法 人 に 帰 せ ら れ る 金 額
			$(21) \times \frac{(32) - (27) - (34)}{(20) - (17) - (18)}$
			個 別 帰 属 額
			(31) + (33) + (35)
			34
			35
			36

別表十四の二 令三・四・一 以後終了連結事業年度分

別表十六(一)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
資 産 区 分	種 類	1				
	構 造	2				
	細 目	3				
	取 得 年 月 日	4	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5				
	耐 用 年 数	6	年	年	年	年
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円
	圧縮記帳による積立金計上額	8				
	差引取得価額(7)-(8)	9				
帳 簿	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10				
	期末現在の積立金の額	11				
	積立金の期中取崩額	12				
	差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	外△		外△	
	損金に計上した当期償却額	14				
額	前期から繰り越した償却超過額	15	外		外	
	合 計(13)+(14)+(15)	16				
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	平成19年3月31日以前取得分	17				
	残 存 価 額	18				
	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	19				
	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)-(17)	20				
	旧定額法の償却率	21	円		円	
	算出償却額(19)×(20)	22	()	()	()	()
	増加償却額(21)×割増率	23				
	計(21)+(22)又は(16)-(18)	24				
	算出償却額(18-1円)× $\frac{5}{60}$	25				
	定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)	26				
当 期 分 の 特 別 償 却 限 度 額	定額法の償却率	27	円		円	
	算出償却額(25)×(26)	28	()	()	()	()
	増加償却額(27)×割増率	29				
	計(27)+(28)	30				
	当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(29)	31	()	()	()	()
	特別償却限度額	32	外	円	外	円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33				
	合 計(30)+(32)+(33)	34				
	当 期 償 却 額	35				
	差 引	36				
償 却 超 過 額	償 却 不 足 額(34)-(35)	37				
	償 却 超 過 額(35)-(34)	38	外		外	
	前期からの繰越額	39				
	当期内容	40				
	償却不足によるもの積立金取崩しによるもの	41				
	差引合計翌期への繰越額(37)+(38)-(39)-(40)	42				
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額((36)-(39))と(32)+(33)のうち少ない金額	43				
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	44				
	差引翌期への繰越額(42)-(43)	45				
	翌期額への繰越額	46				
当期分不足額	47					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額((36)-(39))と(32)のうち少ない金額	48					
備考						

P77~80参照

P80参照

別表十六(一) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(二)

「36」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()	
資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	取得年月日	4	・	・	・	・	
	事業の用に供した年月	5					
	耐用年数	6	年	年	年	年	
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外 円	外 円	外 円	外 円	
	圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引取得価額 (7)-(8)	9					
償却額計算の基礎となる額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
	差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	外△	外△	外△	外△	
	損金に計上した当期償却額	14					
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	
当期分の普通償却限度額等	合計 (13)+(14)+(15)	16					
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額償却額計算の基礎となる金額 (16)-(17)	17					
	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	19					
	(16)>(19)の場合	旧定率法の償却率	20				
		算出償却額 (18)×(20)	21	円	円	円	円
		増加償却額 (21)×割増率計 (21)+(22)又は(18)-(19)	22	()	()	()	()
	(16)≤(19)の場合	算出償却額 (19)× $\frac{5}{60}$	24				
		定率法の償却率	25				
	当期分の普通償却限度額等	調整前償却額 (18)×(25)	26	円	円	円	円
		保証率	27				
償却保証額 (9)×(27)		28	円	円	円	円	
(26)<(28)の場合		改定取得価額	29				
		改定償却率	30				
		改定償却額 (29)×(30)	31	円	円	円	円
増加償却額 (26又は31)×割増率計 (26又は31)+(32)		32	()	()	()	()	
当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(33)	34						
当期分の償却限度額	特別償却限度額 (34)×(35)	35	条 項	条 項	条 項	条 項	
	特別償却限度額	36	外 円	外 円	外 円	外 円	
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37					
当期償却額	合計 (34)+(36)+(37)	38					
	償却不足額 (38)-(39)	40					
差引	償却超過額 (39)-(38)	41					
	前期からの繰越額	42	外	外	外	外	
償却超過額	当期償却不足によるもの	43					
	積立金取崩しによるもの	44					
	差引合計翌期への繰越額 (41)+(42)-(43)-(44)	45					
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((40)-(43)と(36)-(37)のうち少ない金額)	46					
特別償却不足額	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47					
	差引翌期への繰越額 (46)-(47)	48					
	翌期への繰越額の内当期分不足額	49					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((40)-(43)と(36)のうち少ない金額)	51						
備考							

P77~80参照

P80参照

別表十六(二) 合三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(三)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

別表十六(三) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	取得年月日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月	5					
取得価額	取得価額又は製作価額	6	外	円外	円外	円外	円外
	圧縮記帳による積立金計上額	7					
	差引取得価額 (6) - (7)	8					
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	9					
	期末現在の積立金の額	10					
	積立金の期中取崩額	11					
	差引帳簿記載金額 (9) - (10) - (11)	12	外△	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	13					
額	前期から繰り越した償却超過額	14	外	外	外	外	外
	合計 (12) + (13) + (14)	15					
鉱山の寿命数	16	年	年	年	年	年	
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17						
同上の期間内における採掘予定数量	18	トン	トン	トン	トン	トン	
経済的採掘可能数量	19						
当期産出鉱量	20						
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	21	円	円	円	円	円
	残存価額	22					
	差引取得価額 × 5% (8) × $\frac{5}{100}$	23					
	旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 (8) - (21)	24					
	鉱量1トン当たり償却金額 (23)	25					
	(15) > (22) の場合 ((18)又は(19)のうち少ないトン数)	26					
	算出償却額 (20) × (24) 又は ((15) - (22))	27					
	(15) ≤ (22) の場合 算出償却額 (22) - 1円 × $\frac{60}{60}$	28					
	平成19年4月分	29					
	生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 (8)	30					
当期分の償却限度額	鉱量1トン当たり償却金額 (18)又は(19)のうち少ないトン数	31					
	算出償却額 (20) × (28)	32	外	円外	円外	円外	円外
	当期分の普通償却限度額 (25)、(26)又は(29)	33					
	特別償却限度額	34					
当期償却額	35						
差引	償却不足額 (34) - (35)	36					
	償却超過額 (35) - (34)	37					
償却超過額	前期からの繰越額	38	外	外	外	外	外
	当認容損金額	39					
	償却不足によるもの積立金取崩しによるもの	40					
差引合計翌期への繰越額 (37) + (38) - (39) - (40)	41						
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((36) - (39))と((32) + (33))のうち少ない金額)	42					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43					
	差引翌期への繰越額 (42) - (43)	44					
	翌期繰越額への額	45					
当期分不足額	46						
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (((36) - (39))と(32)のうち少ない金額)	47						
備考							

P77~80参照

P80参照

別表十六(五)

「30」又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・
・

法人名

()

別表十六(五) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	取得年月日	4	・	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5						
	耐用年数	6	年	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円
	圧縮記帳による積立金計上額	8						
帳簿	差引取得価額(7)-(8)	9						
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10						
	期末現在の積立金の額	11						
	積立金の期中取崩額	12						
	差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△	
	損金に計上した当期償却額	14						
	前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外	
	合計(13)+(14)+(15)	16						
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17						
	旧定率法又は定率法の償却額の計算の基礎となる金額	18						
当期分の普通償却限度額	旧定額法による償却額計算の基礎となる金額(9)-(9)× $\frac{10}{100}$	19						
	旧定額法の償却率	20		円		円		円
	旧定率法による償却額計算の基礎となる金額(18)	21		円		円		円
	旧定率法の償却率	22		円		円		円
	算出償却額((19)×(20))又は((21)×(22))	23		円		円		円
	定額法による償却額計算の基礎となる金額(9)	24						
	定額法の償却率	25						
	定率法による償却額計算の基礎となる金額(18)	26		円		円		円
算出償却額((24)×(25))又は((26)×(27))	28		円		円		円	
当期分の普通償却限度額(23)又は(28)	29							
当期分の償却限度額	特別償却限度額	30	()	()	()	()	()	()
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	31						
	合計(29)+(30)+(31)	32						
	差引取得価額×50%(9)× $\frac{50}{100}$	33						
	当期償却可能限度額	34						
	当期の通常償却額((32)又は(34)のうち少ない金額)	35						
	取り替えた新たな資産に係る損金算入額	36						
償却限度額(35)+(36)	37							
当期償却額	38							
差引	償却不足額(37)-(38)	39						
	償却超過額(38)-(37)	40						
償却超過額	前期からの繰越額	41	外		外		外	
	当認容損金	償却不足によるもの	42					
		積立金取崩しによるもの	43					
	差引合計翌期への繰越額(40)+(41)-(42)-(43)	44						
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額(((39)-(42))と((30)+(31))のうち少ない金額)	45						
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	46						
	差引翌期への繰越額(45)-(46)	47						
	翌繰内期繰越へ額の	・	48					
		当期分不足額	49					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額(((39)-(42))と(30)のうち少ない金額)	50							
備考								

P77~80参照

P80参照

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることとなりますので、別表十六(九)の記載方法(P83～86参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却	令和3年旧措置法第68条の10第1項 (令和3年旧措置法第42条の5第1項第1号)	10598	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	令和3年旧措置法第68条の10第1項 (令和3年旧措置法第42条の5第1項第2号)	10600	
	令和3年旧措置法第68条の10第1項 (令和3年旧措置法第42条の5第1項第3号)	10602	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第1号)	10030	
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第2号)	10033	
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第3号)	10036	
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第4号)	10039	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14第1項	10605	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14の2第1項	10291	
地域経済 ^{けん} 牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14の3第1項	10580	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10551	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	令和3年旧措置法第68条の15の4第1項	10428	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	第68条の15の5第1項	10584	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の6の2第1項	10636	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
事業適応設備を取得した場合等の特別償却	第68条の15の7第1項	10644 ※1	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第68条の15の7第3項	10648 ※2	

※1 区分番号「10644」は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に情報技術事業適応設備の取得等をした場合が該当します。

※2 区分番号「10648」は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に生産工程効率化等設備等の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第1号	10614	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
特定船舶の特別償却(船舶の特別償却)	「第68条の16第1項第1号」※1又は「令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のイ」※2	10623	
	「第68条の16第1項第2号」※1又は「令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のロ」※2	10625	
	「第68条の16第1項第3号」※1又は「令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のハ」※2	10627	

※1 第68条の16第1項第1号、第68条の16第1項第2号、第68条の16第1項第3号は、令和3年4月1日以後に特定船舶の取得等をした場合が該当します。

※2 令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のイ、令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のロ又は令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のハは、令和3年4月1日前に船舶の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却	第68条の17第1項	10504	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
被災代替資産等の特別償却	第68条の18第1項の表の第1号	10591	
	第68条の18第1項の表の第2号	10593	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第68条の19第1項	10303	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
特定事業継続力強化設備等の特別償却	第68条の20第1項	10629	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第1項	10306	
特定地域における工業用機械等の特別償却	令和3年旧措置法第68条の27第1項 (令和3年旧措置法第45条第1項の表の第1号)	10119	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項の表の第1号)	10510	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項の表の第2号)	10513	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項の表の第3号)	10516	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項の表の第4号)	10134	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	平成27年旧措置法第68条の27第2項の表の第1号	10437 ※1	
	第68条の27第2項の表の第1号	10653 ※2	
	第68条の27第2項の表の第2号	10556 ※3	
	第68条の27第2項の表の第3号	10543 ※4	
	第68条の27第2項の表の第4号	10519 ※5	
	令和3年旧措置法第68条の27第2項の表の第4号	10558 ※6	

- ※1 区分番号「10437」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。
- ※2 区分番号「10653」は、令和3年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、令和3年度税制改正により改組された過疎地域における持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域又は過疎地域に準ずる地域の市町村が作成する過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域及び事業に係る措置の適用を受ける場合が該当します。
- ※3 区分番号「10556」は、平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含まず。)に係る措置の適用を受ける場合が該当し、令和3年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について同措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和3年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第68条の27第2項の表の第2号)を記載してください。
- ※4 区分番号「10543」は、平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当し、令和3年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について同措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には令和3年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第68条の27第2項の表の第3号)を記載してください。
- ※5 区分番号「10519」は、平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含まず。)に係る措置の適用を受ける場合が該当し、令和3年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について同措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和3年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第68条の27第2項の表の第4号)を記載してください。
- ※6 区分番号「10558」は、令和3年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、振興山村に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	第68条の29第1項	10324	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第68条の29第2項	10631	
	第68条の29第3項	10633	
障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却	第68条の31第1項	10330	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	第68条の33第1項	10595 ※	

※ 区分番号「10595」は、平成30年度税制改正前に取得等をした資産について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、平成30年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第68条の33第1項)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定都市再生建築物の割増償却	第68条の35第1項 (同条第3項第1号)	10449	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	「第68条の35第1項」、「平成31年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成27年旧措置法第68条の35第1項」 (「第68条の35第3項第2号」、「平成31年旧措置法第68条の35第3項第1号ロ」又は「平成27年旧措置法第68条の35第3項第2号ロ」)	10452	
倉庫用建物等の割増償却	平成28年旧措置法第68条の36第1項	10342 ※	
	第68条の36第1項	10575 ※	

※ 区分番号「10342」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「10575」が該当します。

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」又は「第68条の40第4項」	10186	別表十六(一)「33」欄、 別表十六(二)「37」欄、 別表十六(三)「33」欄又は 別表十六(五)「31」欄 の金額

別表十六(六)

「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十六(六)

繰延資産の償却額の計算に関する明細書	事業年度又は連結事業年度	:	:	法人名	
--------------------	--------------	---	---	-----	--

「8」欄

I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業適応設備を取得した場合等の特別償却（事業適応繰延資産となる費用を支出した場合）を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の7第2項」
- ② 「区分番号」欄：「10646」
- ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額

(注) 「8」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。
 この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることとなりますので、別表十六(九)の記載方法(P83~86参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

の		()	()	()	()	()
償却	特別償却限度額	8	円	円	円	円
限度額	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	9				
額	合計 (6) + (8) + (9)	10				
当	期償却額	11				
差	償却不足額 (10) - (11)	12				
引	償却額	13				
償却	前期から					
超過額	同上のうち (12)と(14)の差引合計 (13)					
特別償却	翌期に繰り越 (12)と(8)+(9)のうち少ない金額	14				
不足額	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	18				
	差引翌期への繰越額 (17) - (18)	19				
	翌期額への繰越額	20				
	当期分不足額	21				
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (12)と(8)のうち少ない金額	22				

「9」欄

- 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例を適用している場合
- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の40第1項」又は「第68条の40第4項」
 - ② 「区分番号」欄：「10186」
 - ③ 「適用額」欄：「9」欄の金額

II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	23					
支出した金額	24	円	円	円	円	円
前期						
当期						
期末現在の帳簿価額	27					

(注) 本別表は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に終了する連結事業年度が対象となります。

別表十六(九)

「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別償却準備金の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()	
資 産 区 分	特別償却に関する規定の該当条項	1	第 第	第 第	第 第	計
	種 類	2				
	構 造 ・ 区 分 ・ 設 備 の 種 類	3				
	細 目	4				
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	5	P83~86参照			年
	耐 用 年 数	6				
当 期 積 立 額	7	円	円	円	円	
当 期 積 立 限 度 額	当 期 の 特 別 償 却 限 度 額	8				
	前 期 から 繰 り 越 し た 積 立 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 準 備 金 積 立 不 足 額	9				
	積 立 限 度 額 (8) + (9)	10				
差 引	積 立 限 度 超 過 額 (7) - (10)	11				
	積 立 不 足 額 割 増 償 却 の 場 合 (8) - (7)	12				
	初 年 度 特 別 償 却 の 場 合 (8) - ((7) - (9)) ((7) - (9) ≤ 0 の 場 合 は (8))	13				
積 立 不 足 額	翌 期 に 繰 り 越 す べ き 積 立 不 足 額 (10) - (7)	14				
	当 期 に お い て 切 り 捨 て る 積 立 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 準 備 金 積 立 不 足 額	15				
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (14) - (15)	16				
	翌 期 へ の 繰 越 額 の 内 訳	17	・	・		
	当 期 分 (12) 又は (13)	18				
	計 (17) + (18)	19				
	当 期 積 立 額 の う ち 損 金 算 入 額 (7) と (10) の う ち 少 ない 金 額	20				
	合 併 等 特 別 償 却 準 備 金 積 立 不 足 額 (8) - (7)	21				
翌 期 繰 越 額 の 計 算	積 立 事 業 年 度	22	・	・	・	
	各 積 立 事 業 年 度 の 積 立 額 の う ち 損 金 算 入 額	23	円	円	円	
	期 首 特 別 償 却 準 備 金 の 金 額	24				
	当 期 益 金 算 入 額	均 等 益 金 算 入 に よ る 場 合 (23) × $\frac{1}{84, 60 \text{ 又 は } (耐用年数 \times 12)}$	25			
		同 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額	26			
	合 計 (25) + (26)	27				
	期 末 特 別 償 却 準 備 金 の 金 額 (24) - (27)	28				

別表十六(九) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (令和3年旧措置法第68条の10第1項(令和3年旧措置法第42条の5第1項第1号))	10599	「8」欄の金額
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (令和3年旧措置法第68条の10第1項(令和3年旧措置法第42条の5第1項第2号))	10601	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (令和3年旧措置法第68条の10第1項(令和3年旧措置法第42条の5第1項第3号))	10603	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第1号))	10031	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第2号))	10034	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第3号))	10037	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第4号))	10040	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10606	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10292	
地域経済 ^{けん} 牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10581	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10552	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10429	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10585	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10637	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
事業適応設備を取得した場合等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の15の7第1項)	10645 ※1	「8」欄の金額
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の15の7第2項)	10647 ※2	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の15の7第3項)	10649 ※3	

※1 区分番号「10645」は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に情報技術事業適応設備の取得等をした場合が該当します。

※2 区分番号「10647」は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に事業適応繰延資産となる費用を支出した場合が該当します。

※3 区分番号「10649」は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に生産工程効率化等設備等の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10615	「8」欄の金額
特定船舶の特別償却(船舶の特別償却)	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の16第1項第1号又は令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のイ)	10624	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の16第1項第2号又は令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のロ)	10626	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の16第1項第3号又は令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のハ)	10628	
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10505	
被災代替資産等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の18第1項の表の第1号)	10592	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の18第1項の表の第2号)	10594	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10304	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10630	
共同利用施設の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10307	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10120	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10511	「8」欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10514	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10517	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (平成27年旧措置法第68条の27第2項の表の第1号)	10438 ※1	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第2項の表の第1号)	10654 ※2	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第2項の表の第2号)	10557 ※3	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第2項の表の第3号)	10544 ※4	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第2項の表の第4号)	10520 ※5	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (令和3年旧措置法第68条の27第2項の表の第4号)	10559 ※6	

※1 区分番号「10438」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

※2 区分番号「10654」は、令和3年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、令和3年度税制改正により改組された過疎地域における持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域又は過疎地域に準ずる地域の市町村が作成する過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域及び事業に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

※3 区分番号「10557」は、平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

※4 区分番号「10544」は、平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

※5 区分番号「10520」は、平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

※6 区分番号「10559」は、令和3年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、振興山村に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の29第1項)	10325	「8」欄の金額
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の29第2項)	10632	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の29第3項)	10634	
障害者を雇用する場合の 特定機械装置の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10331	
事業再編計画の認定を受 けた場合の事業再編促進 機械等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10596	
特定都市再生建築物の割 増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の35第3項第1号)	10450	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (「第68条の35第3項第2号」、「平成31年旧措置 法第68条の35第3項第1号ロ」又は「平成27年旧 措置法第68条の35第3項第2号ロ」)	10453	
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (平成28年旧措置法第68条の36第1項)	10343 ※	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の36第1項)	10576 ※	

※ 区分番号「10343」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「10576」が該当します。

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	「第68条の41第2項」、「第68条の41第3項」又は「第68条の41第12項」	10564	「9」欄の金額

IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内

《参照先》

「国税庁ホームページ」(<https://www.nta.go.jp>)→「刊行物等」→「パンフレット・手引」
→「法人税関係」→「適用額明細書に関するお知らせ」

The screenshot shows the National Tax Agency website interface. At the top, there is a navigation bar with 'HOME', 'Tax Information, Procedures, and Forms', 'Publications', 'Laws and Regulations', and 'Notice'. A red box highlights the 'パンフレット・手引' (Pamphlet/Guide) link under 'Publications', with a circled '1' and an arrow pointing to it. Below this, the breadcrumb trail is 'ホーム / 刊行物等 / パンフレット・手引'. The main heading is 'パンフレット・手引'. A section titled 'パンフレット・手引、各項目へのリンク' contains several buttons: '広報関係', '所得税関係', '源泉所得税関係', '法人税関係', '改正の概要関係', '酒税関係', and '法定調書関係'. A red box highlights the '法人税関係' button, with a circled '2' and an arrow pointing to it. Below this, a section titled '適用額明細書関係' contains a red box around the link '適用額明細書に関するお知らせ(令和3年6月)', with a circled '3' and an arrow pointing to it. A blue arrow points from this link to a separate page titled '適用額明細書に関するお知らせ'. This page has a breadcrumb trail 'ホーム / 刊行物等 / パンフレット・手引 / 適用額明細書に関するお知らせ' and a section titled '3 連結法人用'. A red box highlights the following items: (3) 適用額明細書の記載の手引 (令和3年4月1日以後終了連結事業年度分 (令和3年6月)) and (4) 適用額明細書 (適用額明細書 (連結申告用) (PDF/490KB)). A QR code is located at the bottom left of the page, with a blue arrow pointing to it from the text '適用額明細書に関するお知らせページはこちら'.

令和3年6月現在

